

独立行政法人種苗管理センターの
中期目標期間（平成23年度～平成27年度）
に係る業務の実績に関する評価書

農林水産省

1. 評価対象に関する事項		
法人名	独立行政法人種苗管理センター	
評価対象中期目標 期間	期間評価	第3期中期目標期間
	中期目標期間	平成23～27年度

2. 評価の実施者に対する事項			
主務大臣		農林水産大臣	
	法人所管部局	食料産業局	担当課、責任者 知的財産課長 杉中 淳
	評価点検部局	大臣官房	担当課、責任者 広報評価課長 倉重 泰彦

3. 評価の実施に関する事
<p>4月21日 所長等ヒアリング</p> <p>6月2日 農林水産省国立研究開発法人審議会開催</p> <p>6月22日 理事等ヒアリング</p> <p>7月7日 農林水産省国立研究開発法人審議会開催</p>

4. その他評価に関する重要事項
<p>独立行政法人に係る改革を推進するための農林水産省関係法律の整備に関する法律（平成27年法律第70号）に基づき、農業・食品産業技術総合研究機構、農業生物資源研究所、農業環境技術研究所及び種苗管理センターが平成28年4月に統合した。</p>

1. 全体の評価		
評定 (S、A、B、C、D)	B：中期計画における所期の目標を達成していると認められる。	(参考 見込評価) ※期間実績評価時に使用
		B
評定に至った理由	<p>第3期中期計画に係る平成23年度から平成27年度までの大項目は、全てがB評価に相当しており、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成22年12月閣議決定。以下「見直し基本方針」という。）における指摘事項に対して的確な対応がなされている。さらに、業務実績に対して、「独立行政法人の業務の実績に関する評価の視点」（平成21年3月30日政策評価・独立行政法人評価委員会（以下「政独委」という。）及び「平成25年度における農林水産省所管独立行政法人の業務の実績に関する評価の結果等についての意見について」（平成27年1月9日政独委）を踏まえて総合的に勘案したところ、中期計画の達成に向けて順調に進捗したものと判断した。その他、独立行政法人に係る改革を推進するための農林水産省関係法律の整備に関する法律（平成27年法律第70号）に基づき、農業・食品産業技術総合研究機構、農業生物資源研究所、農業環境技術研究所及び種苗管理センターの統合に向けた確な取組が行われた。これらのことからB評価と評定した。</p> <p>※ 平成25年度までの評価にあつては、農林水産省独立行政法人評価委員会の評価結果であり、A評定が標準。平成26、27年度の評価および中期目標期間評価にあつては、主務大臣の評価結果であり、B評定が標準。</p>	

2. 法人全体に対する評価	
法人全体の評価	<ul style="list-style-type: none"> ・理事長は、組織内の業務情報、懸案事項等について適時の把握に努めており、このことよりの確な采配と組織の機動力の発揮が可能となっている。 ・基本方針における指摘事項に対して的確な対応がなされている。さらに、業務実績については、「独立行政法人の評価に関する指針」（平成26年9月2日総務大臣決定）、「独立行政法人の業務の実績に関する評価の視点」（平成21年3月30日政独委）及び「独立行政法人評価分科会における平成26年度の取組について」（平成26年5月29日政独委）並びに「平成24年度における農林水産省所管独立行政法人の業務の実績に関する評価の結果等についての意見について」（平成25年12月16日政独委）における指摘事項に対して的確に対応・評価されており、中期計画の達成に向けて順調に進捗した。
全体の評定を行う上で特に考慮すべき事項	<ul style="list-style-type: none"> ・法人全体の信用を失墜させる事象や外部要因等は認められなかった。 ・栽培試験については、栽培試験実施点数が期間を通じて目標点数を上回ったほか、審査基準や特性調査マニュアル等の作成、対照品種の保管実施点数など栽培試験の推進に資する項目についても目標を上回った。 ・種苗検査について、指定種苗検査が期間を通じて目標点数を上回って実施された。依頼検査については対象の拡大が求められている種子伝染性病害の検査について、期間において6種類の病害を検査対象に追加され、種子検査依頼実績も期首から倍増している。 ・ばれいしょ原原種について、生産量は期間を通じ年度当初需要量を上回っており需要に応じた供給となっている。26、27年度は農場内で黒あし病が検出されたが、直ちに対策を開始し影響を最小限に食い止めたほか、対応研究課題に参画するなど適切に取り組まれている。 ・さとうきびの原原種について、近年の異常気象から大型台風による被害が発生しているが、期首の状況を踏まえ危険率の見直し、対策マニュアルの整備・実施により25年度以降、申請数量を満たす配布実績となっている。 ・法人運営について、毎年度一般管理費3%、業務費1%の困難な削減目標に取り組まれている。

3. 項目別評価における主要な課題、改善事項など	
項目別評定で指摘した課題、改善事項	—
その他改善事項	—
主務大臣による改善命令を検討すべき事項	—

4. その他事項	
監事等からの意見	
その他特記事項	

様式 1-2-3 中期目標管理法 中期目標期間評価 項目別評価総括表様式

中期計画（中期目標）	年度評価					中期目標期間評価		項目別調書 No	備考
	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	見込評価	期間実績評価		
第1 業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置									
栽培試験業務	A	A	A	B	B	B	B	第1-1	
種苗検査業務	A	A	A	B	B	B	B	第1-2	
種苗生産業務	A	A	A	B	B	B	B	第1-3	
調査研究業務	A	A	A	B	B	B	B	第1-4	
業務運営一般	A	A	A	B	B	B	B	第1-5	
第2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置									
栽培試験業務	A	A	A	B	B	B	B	第2-1	
種苗検査業務	A	A	A	B	B	B	B	第2-2	
種苗生産業務	A	A	A	B	B	B	B	第2-3	
調査研究業務	A	A	A	B	B	B	B	第2-4	
種苗に係る情報の提供等	A	A	A	B	B	B	B	第2-5	
遺伝資源業務	A	B	A	B	B	B	B	第2-6	

中期計画（中期目標）	年度評価					中期目標期間評価		項目別調書 No	備考
	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	見込評価	期間実績評価		
第3 予算、収支計画及び資金計画									
経費（業務経費及び一般管理費）節減	A	A	A	B	B	B	B	第3-1	
法人運営における資金の配分状況	A	A	A	B	B	B	B	第3-2	
第4 短期借入金の借入に至った理由等									
	-	-	-	-	-	-	-	第4	
第5 不要財産の処分等に関する計画									
	A	A	A	B	B	B	B	第5	
第6 重要な財産の譲渡等の計画									
	A	A	A	B	B	B	B	第6	
第7 剰余金の使途									
	-	-	-	-	-	-	-		
第8 その他農林水産省令で定める業務運営に関する事項									
施設及び整備に関する計画	A	A	A	B	B	B	B	第8-1	
職員の人事に関する計画	A	A	A	B	B	B	B	第8-2	

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
第1-1	栽培試験業務の効率化		
当該項目の重要度、難易度	—	関連する政策評価・ 行政事業レビュー	行政事業レビューシート事業番号：0024

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最 終年度値等)	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、 必要な情報
UPOVが開催する会議への職員の派遣実績	—	— (22年度)	31人	3人	21人	3人	11人	
栽培試験終了後の平均報告日数	80日以内	89日 (22年度)	88日	86日	83日	82日	76日	
品種情報データベース入力実績	—	1,882件 (22年度)	3,109件	2,500件	1,924件(旧版) 2,016件(新版)	5,524件(新版)	4,891件(新版)	
栽培試験委託の公募案件数	—	4件 (22年度)	6件	7件	2件	6件	2件	
品種保護Gメンの配置	7農場20人体制	7農場20人 (22年度)	7農場20人	7農場20人	7農場20人	7農場20人	7農場20人	

3. 中期目標期間に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
中期目標	中期計画	主な評価指摘	法人の業務実績・自己評価	主務大臣による評価			
				(見込評価)		(期間実績評価)	
				評定	B	評定	B
農林水産植物の品種登録に係る栽培試験等 (1)「新たな農林水産省知的財産戦略」に即した栽培試験の国際調和、迅速化等	農林水産植物の品種登録に係る栽培試験等 (1)「新たな農林水産省知的財産戦略」に即した栽培試験の国際調和、迅速化等	<評価の視点> 栽培試験業務の効率化を図ること。 ・CPVO（欧州品種庁）等、UPOV（植物新品種保護国際同盟）同盟国との審査協力の一環として、要請に応じ職員を同盟国に派遣するとともに、同盟国の専門家を受け入れ、栽培試験の実施方法や評価手法について他国の方法と調和を図りながら、我が国と海外の栽培試験結果の相互使用の推進に貢献する。 ・農林水産省の品種登録迅速化総	評定 B 業務実績：種苗管理センター第3期中期計画の業務実績に関する自己評価結果の付表の第1-1参照 ・農林水産省の要請に基づき、UPOV（植物新品種保護国際同盟）が開催する国際会議に、69名の職員を派遣し、TG（テストガイドライン）の提案等を行った。また、23年度のTWO（観賞植物及び林木技術作業部会）、TWF（果樹技術作業部会）、25年度のTWW（野菜技術作業部会）及び27年度のTWA（農作物技術作業部会）は、日本開催を円滑に進めるために協力を行った。 ・農林水産省からの要請に基づき、CPVO（欧州品種庁）との審査協力を進めるため、ばらの現地検討会（開催場所：西日本農場）において、専門家2名を受け入れるとともに、栽培方法、調査形質及び標準品種の選定等に係る技術的事項の検討に参画した。 ・また、我が国と海外との栽培試験結果の相互使用の推進に貢献する「国際審査協力特性比較調査委託事業」について、ばら属、カリブラコア属、アンスリウム属及びびきく種を受託し調査を実施した。 ・種苗管理センターが開発した「栽培試験業務管理システム（GAPS）」に	<評定に至った理由> ・栽培試験の実施方法や評価手法について他国の方法と調和を図りながら、我が国と海外の栽培試験結果の相互使用を推進している。また、品種登録迅速化総合電子化システムを利用した栽培試験情報の活用・共有を進め、26年度は栽培試験終了後82日で農林水産省に報告書を提出している。 ・品種保護Gメンの併任発令により、7農場20名体制を維持しながら効率的な運営を実施している。また、品種保護Gメンに対し派遣要請があった場合は、要請国の品種保護の状況等を踏まえ、十分に効果が発揮できると判断される場合に派遣している。 ・27年度計画においても上記取組は継続されることから、中期計画は達成が見込まれる。		<評定に至った理由> ・UPOVが開催する国際会議への職員の派遣等を通じ、栽培試験の実施方法等に係る国際調和が着実に進められている。データベースの活用や実施農場における確実な報告書の検定の実施等により、栽培試験終了後の平均報告日数は目標の80日以内の目標を達成した。 ・品種保護Gメンの併任発令により、7農場20名体制を維持しながら効率的な運営を実施している。また、品種保護Gメンに対し派遣要請について、要請国の品種保護の状況等を踏まえ、十分に効果が発揮できると判断される場合に派遣されている。 <今後の課題> ・栽培試験の公募による委託品種数の拡大については、順調に取り組まれている	

		<p>合電子化システム（VIPS）を利用した栽培試験情報の活用・共有を進め、更なる報告書作成の迅速化により、栽培試験終了後平均して80日以内に農林水産省に栽培試験の結果を報告する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 栽培試験の実施に当たって、栽培適地での実施を原則として適切な農場及びほ場を選択するとともに、流通品種の特性や入手先等の品種情報データベースの充実を図ることにより対照品種の選定等を的確かつ迅速に行う。 一部の植物種類において実施している栽培試験の民間委託について、審査データの海外との相互利用の可能性や民間の栽培試験に係る能力を見極めつつ、民間に委託する植物等を選定し、公募案件数を拡大する。 審査コストの一層の効率化を図るため、栽培試験の結果についての所内での検定・報告・決裁について、電子媒体による事務処理を推進する。 育成者権侵害の相談等に対して全国的に機動的な対応が可能となるよう、品種保護対策役の併任発令により、7農場20名体制を維持しながら効率的な運営を行う。 品種保護Gメンに対し、制度未整備国等から派遣要請があった場合は、要請国の品種保護の状況等を踏まえ、品種保護Gメンが対応 	<p>よる進行管理の徹底と実施農場における確実な報告書の検定の実施、報告書作成支援システムと「品種登録迅速化総合電子化システム（VIPS）」の連携した活用及び実施点数の多い植物種類の効率的な報告書の作成等を行い、栽培試験終了後平均して76日で農林水産省に報告書を提出した。</p> <ul style="list-style-type: none"> 栽培試験の実施に当たって、品種特性を考慮した試験実施場所の選択を的確に行うとともに、対照品種の選定等をよりの確かつ迅速に行うため、新たに「栽培試験業務管理システム（GAPS）」の開発に着手し、流通品種の特性及び入手先等の情報を入力しデータベースの充実を図るとともに、蓄積した各種データの可用性を向上させるため、業務システムとしての各種機能の開発と活用を推進した。 独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針（平成22年12月閣議決定。以下「見直し基本方針」という。）に即し、出願品種栽培試験委託先募集実施要領の選定基準に基づき公募対象植物を選定し新たに5植物種類を追加した。この結果、公募対象植物の種類数（公募案件数）は計123種類に拡大した。公募対象植物のうち出願のあった12種類23件83品種について公募を行い、1事業者（公的機関）に2種類11品種の委託を実施した。 公募数に対して応募数が少なかったため、受託者へアンケートを実施したところ、委託者に対して労力的な負担が大きい、栽培試験結果報告書の作成が困難といった回答があり、今後の公募への応募に対しても積極的な回答は得られなかった。このため、今後公募案件数を拡大し公募を行っても応募は見込まれず、事務的な労力の増大につながり、これまでの委託栽培試験結果報告書についても検定に多大な時間や労力をかけていることから、民間委託を行っても栽培試験の効率化は困難であると考えられ、他にどのような方法があるのか検討することが必要である。 「見直し基本方針」に即し、各実施場所からの本所への栽培試験結果報告書の報告において、電子媒体による処理を推進するため、報告書作成支援システム及び「品種登録迅速化総合電子化システム（VIPS）」を活用した事務処理を推進するとともに、更なる電子化を図るため、農林水産省が行うVIPSの改修に参画し効率化につながる機能向上を実現した。 併せて、栽培試験結果の検定及び決裁について、電子ファイルでの実施を試行した結果、大量のデータ（特性表、写真等）をモニター上でチェックすることは困難であり効率的ではなかったため、栽培試験結果報告書の検定及び決裁は紙ベースで行うこととした。また、各実施場所から本所への栽培試験結果報告書の報告はVIPSを活用し、本所で一括処理する試行を行った結果、全体的な事務処理軽減及びコスト削減が図られることが明らかとなったため、28年度から全ての栽培試験結果報告書について、電子媒体による本所への報告にすることとした。さらに、栽培試験業務の管理は、「栽培試験業務管理システム（GAPS）」を活用して事務処理を推進した。 各年度において、育成者権侵害の相談等に対して全国的に機動的な対応ができるよう併任発令により品種保護Gメン（品種保護対策役及び副品種保護対策役）を7農場に20名配置した。 新たに任命された者に対して品種保護Gメンの資格要件の規程に基づき品種保護Gメン研修及び資格認定試験を実施した。 全員参加による品種保護Gメン会議を開催し、品種保護Gメン間の情報の共有を図るとともに、資質向上を図るため、育成者権者等からの相談への回答のシミュレーションを行った。また、熟練度試験によりその到達度を確認した。 品種保護Gメンセミナーは、eメールを活用し、毎年度10回以上実施した。 23年度に「見直し基本方針」及び独立行政法人の主要な事務及び事業の改廃に関する勧告の方向性（平成22年11月総務省政策評価・独立行政法人評価委員会決定。以下「勧告の方向性」という。）に即し、品種保護Gメン 	<p><今後の課題></p> <ul style="list-style-type: none"> 栽培試験の公募による委託品種数の拡大については、一定レベルの質を維持するために受託者への技術指導等に取り組むなどの点は評価できるものの、労力的な負担が大きい、報告書作成が難しい等のアンケート回答が多くなっているのが実状であり、このことも含め栽培試験を効率的に実施するためにはどのような方策があるのかを検討していくことが今後とも重要である。 栽培試験に係る対象植物等の種類の大幅な拡大や栽培試験終了から農林水産省への報告書提出までの日数を着実に短縮化したことは評価できるが、報告書の質の低下や職員の負担が課題にならないよう、次期中長期計画策定に当たっては留意が必要である。 <p><その他事項> (有識者の意見)</p> <ul style="list-style-type: none"> 農林水産省への報告書提出日数を短縮化したことは評価できます。 栽培試験公募のアンケート調査回答にあるとおり、栽培試験は非常に労力的な負担が大きいのもので、なかなか応募がないのも理解できます。逆に言いますと、それら業務をセンターが担っているわけですから、報告書の質低下や職員負担が課題にならないよう十分な人員配置が必要です。併せて、「品種登録迅速化総合電子化システム（VIPS）」をより利活用可能とする十分な予算措置を望みます。 	<p>が、受託者側としても労力的な負担や報告書作成が困難であること等を要因として応募がないため、栽培試験を効率的に実施するためには他にどのような方策があるのかを検討していくことが必要である。</p>
--	--	--	--	--	---

		<p>可能な方法によって十分に効果が発揮できる場合に応ずることとし、その判断のための基準を平成23年度に策定し、基準に照らして派遣する。</p>	<p>の海外への派遣基準（以下「派遣基準」という。）を定めた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・25年度以降は以下の派遣要請があり、派遣基準に照らして妥当なものであったことから派遣した。 <p>25年度；①UPOVからの依頼によるDUSテストと分子生物学的技術に関するワークショップ（中国、北京） ②公益社団法人農林水産・食品産業技術振興協会からの依頼による「東アジア包括的育成者権侵害対策強化委託事業」の権利侵害対策調査等（韓国、ソウル等）</p> <p>26年度；農林水産省からの依頼によるUPOVのBMT（生化学及び分子技術作業部会）及び「品種保護における分子マーカー利用に関するシンポジウム」（韓国、ソウル）</p> <p>27年度；公益社団法人農林水産・食品産業技術振興協会からの依頼による「平成27年度東アジア包括的植物品種保護戦略事業」に係る依頼「タイの品種保護制度の運営状況調査」（タイ、バンコク等）</p>		
--	--	--	---	--	--

4. その他参考情報

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
第1-2	種苗検査業務の効率化		
当該項目の重要度、難易度	—	関連する政策評価・ 行政事業レビュー	行政事業レビューシート事業番号：0024

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最 終年度値等)	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、 必要な情報

3. 中期目標期間に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
中期目標	中期計画	主な評価指摘	法人の業務実績・自己評価	主務大臣による評価			
				(見込評価)		(期間実績評価)	
				評定	B	評定	B
農作物(飼料作物を除く。)の種苗の検査、指定種苗の集取、立入検査等 (1) 種苗検査の集約化	農作物(飼料作物を除く。)の種苗の検査、指定種苗の集取、立入検査等 (1) 種苗検査の集約化	<p><評価の視点> 種苗検査業務の効率化を図ること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本所における所要の施設整備が整い次第、可能な限り早期に実験室における品質検査(発芽検査、純潔種子検査、病害検査等)を全て本所へ集約する。また、北海道中央農場及び西日本農場における室内検査の廃止に合わせた適正な人員配置を行う。 ・種苗法第63条に基づく指定種苗の集取について、検査実施農場以外の農場における職員をも活用して効率的に行う。 	<p>評定 B 業務実績：種苗管理センター第3期中期計画の業務実績に関する自己評価結果の付表の第2-2参照</p> <ul style="list-style-type: none"> ・26年度までに実験室における品質検査を全て本所へ集約し、北海道中央農場及び西日本農場における室内検査を廃止し、ほ場で行う純度検査業務等に特化するなど適正な人員配置を行った。 ・上北農場、雲仙農場及び沖縄農場の職員を活用し、各地域において効率的に店頭検査を実施した。 	<p>(見込評価)</p> <p>評定 B</p> <p><評定に至った理由> ・本所に所要の施設整備を行い、実験室における品質検査を全て本所へ集約するとともに、適正な人員配置を行った。 ・種苗業者等からの依頼に基づく検査について、適正な負担となっているか点検し、管理費も含めて検査コストに見合った料金となるように手数料を見直した。 ・27年度計画においても上記取組は継続されることから、中期計画は達成が見込まれる。</p>	<p>(期間実績評価)</p> <p>評定 B</p> <p><評定に至った理由> ・本所に所要の施設整備を行い、実験室における品質検査を全て本所へ集約するとともに、適正な人員配置を行った。また、農場の立地を活かし、指定種苗の店頭表示検査及び集取が効率的に行われている ・種苗業者等からの依頼に基づく検査について、適正な負担となっているか点検し、管理費も含めて検査コストに見合った料金となるように手数料を見直した。</p>		
(2) 検査手数料の見直し	(2) 検査手数料の見直し	<ul style="list-style-type: none"> ・種苗業者等からの依頼に基づく検査については、受益者に対し適正な負担となっているか点検し、管理費も含めて検査コストに見合った料金となるように平成23年度から手数料を見直す。 	<ul style="list-style-type: none"> ・23年度に種苗業者等からの依頼に基づく検査について、センターにおける検査の所要時間の調査及び種苗業者団体の意見聴取を行い、検査コストに見合った手数料の見直しを行い、24年3月から施行した。また、26年度からの検査手数料には、26年4月の消費税率の変更を反映させた。 				

4. その他参考情報

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
第1-3	種苗生産業務の効率化		
当該項目の重要度、難易度	—	関連する政策評価・ 行政事業レビュー	行政事業レビューシート事業番号：0024

2. 主要な経年データ									
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最 終年度値等)	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、 必要な情報	
種苗生産業務に要した経費及び 単位当たり業務コスト	—	ばれいしょ 917 百万円 13,404 円/20kg	910 百万円 12,425 円/20kg	878 百万円 12,092 円/20kg	812 百万円 11,392 円/20kg	848 百万円 12,088 円/20kg	894 百万円 12,772 円/20kg		
		さとうきび 148 百万円 63,402 円/千本 (22年度)	153 百万円 63,693 円/千本	157 百万円 65,967 円/千本	149 百万円 62,040 円/千本	157 百万円 56,874 円/千本	167 百万円 59,534 円/千本		
余剰原原種及び規格外品の販売 実績	—	18,960 千円 (22年度)	10,633 千円	10,310 千円	5,549 千円	5,038 千円	4,754 千円		

3. 中期目標期間に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
中期目標	中期計画	主な評価指摘	法人の業務実績・自己評価	主務大臣による評価			
				(見込評価)		(期間実績評価)	
ばれいしょ及びさとうきびの増殖に必要な種苗の生産、配布等 (1)原原種生産の効率化	ばれいしょ及びさとうきびの増殖に必要な種苗の生産、配布等 (1)原原種生産の効率化	<p><評価の視点> 種苗生産業務の効率化を図ること。</p> <p>・「食料・農業・農村基本計画」(平成22年3月30日閣議決定)に即し、道県の需要に対応した原原種の生産及び配布を行う。原原種生産に当たっては、生産品種数の増加、無病性及び品質の維持・向上等の要望に対応しつつ、生産量当たりの労働時間及びコストを把握し、以下の対策を講じその低減を図る。</p>	<p>評定 B 業務実績：種苗管理センター第3期中期計画の業務実績に関する自己評価結果の付表の第1-3参照</p> <p>・ばれいしょ原原種生産について、増殖段階別・科目別経費を把握し、増減理由の分析結果や優良事例を農場間で共有した。また、経費労働時間調査を取りまとめ、担当部長等会議において、コストの分析を行った。</p> <p>・第3期の最終年度に当たる27年度の経費のうち、人件費については対22年度比で98.6%の661百万円となった。物件費については、調達合理化計画に基づくコストの低減化や減価償却費の低下等により94.4%となった。以上の結果、ばれいしょ原原種生産に係る経費は、22年度比では97.5%の894百万円となった。</p> <p>また、1袋(20kg)当たりでは、22年度比で95.3%の12,772円となり、コストの低減化が図られた。</p> <p>・さとうきび原原種生産について、増殖段階別・科目別経費を把握し、増減理由の分析結果や優良事例を農場間で共有した。また、経費労働時間調査を取りまとめ、担当部長等会議において、コストの分析を行った。</p> <p>・第3期の最終年度に当たる27年度の経費については、台風対策として生産計画数量を危険率を勘案して増加させたことに伴い人件費が増加した</p>	評定	B	評定	B
				<p><評定に至った理由> ・生産品種数の増加、無病性及び品質の維持・向上等の要望に対応しつつ、生産量当たりの労働時間及びコストを把握し、その低減化が進められている。</p> <p>・自己収入拡大のため、ばれいしょ原原種について、関係都道府県や生産団体と協議しつつ、一般栽培農家の経営に大きな影響を与えることなくその配布価格を引き上げた。また、余剰ばれいしょ原原種及び規格外種苗の一般種も等としての販路拡大を図った。</p> <p>・ばれいしょの産学官の関係者による「ばれいしょ原原種及び原種生産に係る北海道連絡会」が設置され民間のニーズを把握している。また、民間への移行は新品種など民間生産意欲があるものが一部移行され、その数量を踏まえた供給を</p>		<p><評定に至った理由> ・生産品種数の増加、無病性及び品質の維持・向上等の要望に対応しつつ、生産量当たりの労働時間及びコストを把握し、その低減化が進められている。さらに気象被害に対しても事前事後においてマニュアルに従った対策を行うなど効率的な生産に努めている。</p> <p>・自己収入拡大のため、ばれいしょ原原種について、関係都道府県や生産団体と協議しつつ、一般栽培農家の経営に大きな影響を与えることなくその配布価格を引き上げた。また、余剰ばれいしょ原原種及び規格外種苗の一般種も等としての販路拡大を図った。</p> <p>・ばれいしょの産学官の関係者による「ばれいしょ原原種及び原種生産に係る北海道連絡会」が設置され民間のニーズを</p>	

<p>(2) ばれいしょ原原種配布価格の見直しと余剰種苗等の販売量の増加</p>	<p>(2) ばれいしょ原原種配布価格の見直しと余剰種苗等の販売量の増加</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・病害虫の侵入及び発生の防止に留意しつつ、排水改良、有機質の施用等により土壌改良を図る ・施設・機械等の更新・導入に当たっては、性能の向上を図るとともに、業務実施体制に合わせ重点的配置による機械器具費の低減を図る。 ・ばれいしょ原原種生産において、規格内歩留まりの向上等により規格外品等の余剰の発生を縮減に努める。 ・さとうきび原原種生産においては、台風被害を軽減するため、防風林等を整備して安定生産に努める。 ・ばれいしょ原原種について、民間におけるマイクロチューバー等の器内増殖技術を用いた原原種生産の状況を的確に把握するため、関係者による協議会を開催し、民間等のニーズを踏まえ、民間等への部分的な移行を引き続き行う。 ・ばれいしょ原原種について、関係都道府県や生産団体と協議しつつ、一般栽培農家の経営に大きな影響を与えることなくその配布価格を引き上げることにより、自己収入の拡大を図る。なお、そのための価格改定は平成23年度から行う。 ・余剰ばれいしょ原原種及び規格外種苗の一般種いも等としての販路拡大について、平成23年度から関係機関と協議を進めるとともに、自己収入の拡大に向けた取組方策を検討し、その具体化を図る。 	<p>ため、22年度比では112.7%の167百万円となった。一方、千本当りでは、生産計画数量が増加したため、22年度比では93.9%の59,534円となり、コストの低減化が図られた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各年度において、各農場（11農場）計399点について土壌分析を実施し、分析結果を基に農場ごとの毎年度の目標数値を定め、土壌改良を実施した。 ・また、担当者会議において、各農場の具体的な土壌改良の進捗状況、効果、毎年度の取組課題を確認した。 ・機械・器具等の導入に当たっては、固定資産物品(購入予定価格50万円以上の物品)について、各農場において機種選定委員会(17件)を開催し、最適な機種機種を選定し導入した。また、保守管理能力等の向上を図るため、各農場において農機具等の修理に必要な技能(床山操作式クレーン運転技能講習、振動工具取扱作業講習等)の習得を計画的に進め、中期目標期間中に延べ10人が受講した。 ・栽植密度、施肥量の見直しによる特大塊茎比率の低減や掘り取り、選別時の機械作業による傷・打撲の軽減に努めた。 ・北海道中央農場において、国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構北海道農業研究センターの指導の下、小粒塊茎生産技術の確立に向け、ジベレリン処理による品種ごとの効果や次世代への影響等の調査を行い、5年間の調査研究の取りまとめを行った。 ・台風被害を軽減するため、24年度補正予算で沖縄農場の網室を改修するとともに、防風林・防風柵を整備した。また、台風時の事前・事後対応、報告体制等を整備するため新たに台風対策マニュアルを作成した。さらに、沖縄農場における危険率の見直し及び沖縄県と鹿児島県の共通品種を鹿児島農場で別途増産した。 ・民間企業が作出した早期普及品種の種いも(ハウスチューバー)を用いた原原種生産及び配布の要請はなかった。 ・マイクロチューバー等を用いた原原種を利用する原原種生産道県・団体及び原原種を生産する企業等から成る「ばれいしょ原原種の安定供給に関する協議会」を開催し、原原種の安定供給の確保について、意見の交換、情報の共有を行った。 ・「見直し基本方針」に即し、ばれいしょ原原種配布価格の引上げについて、23年1月の「原原種安定供給協議会」における意見交換を踏まえ、改定価格は、ばれいしょ原原種生産の総コストの内訳を精査し、国が負担すべき経費を除いた額とすることとして関係道県・生産者団体等と協議を重ね、23年度に1,770円/袋(20kg)から30円引上げ1,800円とし、25年度に更に970円を引上げ2,770円とし、26年度からは消費税率の変更を反映して2,849円とした。 ・「見直し基本方針」及び「勧告の方向性」に即し、23年1月の「原原種安定供給協議会」における意見交換を踏まえ、余剰・規格外原原種の一般種苗用としての販売拡大に向け、需要情報を収集するとともに、必要に応じて随時関係機関との協議を行い、余剰となったばれいしょ原原種及び規格外品を一般種苗用(環境浄化用種苗含む)として販売した。 ・従来、許諾の関係で一般種苗用として販売していなかった登録品種について販売対象品種を拡大し、許諾料を支払い販売した。 	<p>行うことにより原原種供給量の適正化が図られている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・27年度計画においても上記取組は継続されることから、中期計画は達成が見込まれる。 <p><その他事項> (有識者の意見)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生産量当たりの労働時間やコストを把握され、22年度比で10%以上のコスト削減に取組んできた努力を高く評価します。また、マイクロチューバー等器内増殖技術を用いた原原種生産状況の的確な把握に努め、原採種体系の需給バランスを乱さないよう努めてください。 ・非常に老朽化した施設が多く、故障等による作業遅延から打撲や発芽不良等の事故がみられます。老朽化施設の全体像を把握して、十分な施設整備費用を確保されたい。 	<p>把握している。また、民間への移行は新品種など民間生産意欲があるものが一部移行され、その数量を踏まえた供給を行うことにより原原種供給量の適正化が図られている。</p>
--	--	--	--	--	---

4. その他参考情報

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
第1-4	調査研究業務の効率化		
当該項目の重要度、難易度	—	関連する政策評価・ 行政事業レビュー	行政事業レビューシート事業番号：0024

2. 主要な経年データ									
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最 終年度値等)	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、 必要な情報	
共同研究	—	3件	2件	2件	1件	0件	0件		
協定研究	—	3件	6件	4件	5件	5件	4件		
受託研究	—	2件	1件	1件	1件	2件	4件		

3. 中期目標期間に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価及び主務大臣による評価									
中期目標	中期計画	主な評価指摘	法人の業務実績・自己評価	主務大臣による評価					
				(見込評価)		(期間実績評価)			
				評定	B	評定	B	評定	B
業務に係る技術に関する調査及び研究 (1) 調査研究成果目標の明確化 (2) 調査研究課題の重点化 (3) 試験研究機関との連携と外部資金の活用	業務に係る技術に関する調査及び研究 (1) 調査研究成果目標の明確化 (2) 調査研究課題の重点化 (3) 試験研究機関との連携と外部資金の活用	<p><評価の視点> 調査研究業務の効率化を図ること。</p> <p>・技術の改良や試験研究機関で開発された成果の導入・実用化を行うことを主眼として調査研究基本計画を策定し、「重点調査研究課題の5年後の主要な技術開発目標」において、期待される業務の改善に係る達成目標を定め、業務と一体的に取り組む。</p> <p>・調査研究の対象について、候補から選択を要する案件が生じた場合は、学識経験者からなる調査研究評価委員会により事前・期中・完了後の評価を行い、事業の選定・実施に反映させる。また、重点調査研究課題について、調査研究評価委員会において毎年度評価を行い、評価結果を課題の実施に適切に反映させることにより、調査研究課題の重点化及び透明性の確保を図る。</p>	<p>評定 B 業務実績：種苗管理センター第3期中期計画の業務実績に関する自己評価結果の付表の第1-4参照</p> <p>・23年度に第3期中期計画期間における「調査研究基本計画」を策定するとともに、「勧告の方向性」に即し、「重点調査研究課題の5年後の主要な技術開発目標」において、期待される業務の改善に係る達成目標を具体的に定めた。</p> <p>・学識経験者4名から成る調査研究評価委員会を毎年度開催し、重点調査研究5課題の当年度実績及び次年度計画案について評価を行うとともに、25年度には期中評価（3年間の実績評価）を行い、評価結果を調査研究運営委員会における次年度計画の策定に反映した。</p> <p>・24年度に調査研究実施規程を改正し、重点調査研究課題については調査研究評価委員会の評価結果の反映状況が明らかになるように翌年度の実施計画書に記述することとした。</p> <p>・27年度には、調査研究評価委員会において、当年度実績の評価のほか、第3期中期計画期全体の実績評価を行った。</p> <p>・試験研究機関と23年度から25年度まで各年度1～2件の共同研究を、23年度から27年度まで各年度4～6件の協定研究を実施したほか、調査研究に関する情報収集等を行った。</p> <p>・23年度から27年度まで各年度1～4件の外部資金を活用した研究を実施した。</p>	<p>評定</p> <p>B</p> <p><評定に至った理由> ・「重点調査研究課題の5年後の主要な技術開発目標」を作成され、期待される業務の改善に係る達成目標を定め、業務と一体的に取り組んでいる。 ・定期的に調査研究の成果・進捗状況について外部有識者評価を行い以後の計画に反映されている。 ・取得された特許について、広報、許諾及び適切な実施を指導するなど積極的な運用が図られている。 ・27年度計画においても上記取組は継続されることから、中期計画は達成が見込まれる。</p> <p><今後の課題> 平成26年度に発生した黒あし病に対する調査研究を進めることが重要と考える。</p> <p><その他事項> (有識者の意見) ・黒あし病の調査研究は発生生態や原因究明も大切ですが、完全になくすことはできないと思いますので、種苗管理センターはもとより、原原種配布先の原種生産者や採種生産者はどのような対策を講ずれば被害を軽減できるかの対策を望んでいます。</p>	<p>評定</p> <p>B</p> <p><評定に至った理由> ・期首において「重点調査研究課題の5年後の主要な技術開発目標」を作成され、期待される業務の改善に係る達成目標を定め、業務と一体的に取り組まれた。 ・定期的に調査研究の成果・進捗状況について外部有識者評価を行い以後の計画策定に反映されている。 ・取得された特許について、広報、許諾及び適切な実施を指導するなど積極的な運用が図られている。 ・委託研究や協定研究を実施するなど試験研究機関等との連携及び外部資金の活用が図られている。</p> <p><今後の課題> ・ばれいしょ原原種の黒あし病に対する調査研究を進める必要がある。 ・平成27年に新たに発生が確認されたジャガイモシロシトセンチュウに対応して、今後必要とされる種苗緊急増殖に関する調査研究を行う必要がある。 ・国立研究開発法人との統合効果が発揮される業務実施体制をとられたい。</p>				

	(4) 知的財産権の管理	(4) 知的財産権の管理	<p>・センターの知的財産基本方針に基づき、特許収入を確保するとともに、保有する特許権について、毎年度、必要性を検討する。</p>	<p>・28年4月の国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構等との統合に当たり、種苗管理センターの業務に関する調査研究の在り方について検討した結果、新法人の研究推進及び評価体制に組み入れて実施することとなり、第4期中長期計画においては、研究部門と連携しつつ、種子伝染性病害の検査技術、ジャガイモ黒あし病の対策技術等の課題を担うこととなった。</p> <p>・「種苗管理センター知的財産基本方針」に基づき、種苗管理センターが保有する特許（植物種子の病原菌検査法:22年度に日本国及び米国で取得）について、実施の促進及び特許収入の確保のため、TLOとの連携、ホームページやセンターニュースへの掲載、I N P I T（工業所有情報・研修館）等のデータベースの活用、契約締結を検討している企業からの照会への適切な対応など、技術移転に係る広報等を積極的に行った。許諾契約を締結している国内3社に対しては適切に実施するよう指導を行った。</p> <p>・特許保有の必要性を検討するため、職務発明審査会を毎年度開催した。</p>		
--	--------------	--------------	---	---	--	--

4. その他参考情報

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
第1-5	業務運営一般の効率化		
当該項目の重要度、難易度	—	関連する政策評価・ 行政事業レビュー	行政事業レビューシート事業番号：0024

2. 主要な経年データ									
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最 終年度値等)	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、 必要な情報	
一般管理費及び業務経費の対前 年度比の縮減率	一般管理費 対前年平均 - 3%	一般管理費 135 百万円 (22年度)	105 百万円 対前年 77.5%	95 百万円 同 90.7%	101 百万円 同 106.2%	87 百万円 同 86.7%	101 百万円 同 115.5%	一般管理費 年平均削減率は対基準年 の-5.0%であった。	
	業務経費 対前年平均 - 1%	業務経費 345 百万円 (22年度)	315 百万円 対前年 91.3%	322 百万円 同 102.1%	334 百万円 同 103.9%	255 百万円 同 76.4%	278 百万円 同 108.7%	業務経費 年平均削減率は対基準年 の-3.9%であった。	

3. 中期目標期間に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
中期目標	中期計画	主な評価指摘	法人の業務実績・自己評価	主務大臣による評価			
				(見込評価)		(期間実績評価)	
業務運営 一般の効率 化 (1) 効率化 目標の設定	業務運営 一般の効率 化 (1) 効率化 目標の設定	<評価の視点> 業務運営一般の効率化を図ること。 ・技術専門職員の高度化に関する計 画に基づき、非常勤オペレータを採 用、若しくは派遣会社へ委託し、技 術専門職員の業務の一部のアウト ソーシングを進める。 ・運営費交付金で行う業務のうち一 般管理費（人件費を除く。）につい ては、毎年度平均で少なくとも対前 年度比3%の抑制、業務経費につい ては、毎年度平均で少なくとも対前 年度比1%の抑制をすることを目 標に、削減する。 なお、一般管理費については、経 費削減の余地がないか自己評価を 厳格に行った上で、適切な見直しを 行う	評定 B 業務実績：種苗管理センター第3期中期計画の業務実績に関する自己評価結 果の付表の第1-5参照。 ・18年度に策定した「技術専門職員の将来方向について」及び「技術専門 職員の将来方向に関する実行計画について」等に基づく毎年度同計画にお ける技術専門職員の職務の高度化計画に基づき、従来一般職員が担当して いた栽培試験や病害検定等の専門技術を要する業務についてOJTを行う 一方、技術専門職員の業務の一部を非常勤オペレータや派遣職員の活用に よりアウトソーシングを推進した。 ・運営費交付金で行う業務のうち（人件費を除く。）一般管理費については、 契約について競争入札を原則として競争性を高めるとともに、本所に対 可能な契約は全て本所で実施するなどに取り組んだほか、消耗品費を最小 限の支出に抑えたことにより、基準年度に対し年平均では5.0%を削減し 目標を達成した。また、業務経費についても、農業用資材の一括調達や資 材・消耗品及び機械器具等の更新による支出を最小限に抑えたことから、 基準年度に対し年平均では3.9%の削減となり目標を達成した。 ・中期計画期間中の一般管理費及び業務費の抑制は、それぞれ年平均 5.0%、3.9%であった。 ・無駄削減プロジェクトチームにおいて毎年度無駄削減取組目標を策定し、 カラーコピー・プリントの低減、出張時におけるバック商品等の活用によ る出張旅費単価の減、節電や携帯電話のグループ内無料通話の活用等につ いて取組を実施するとともに実効性を点検するなど自己評価を厳格に行っ た。	評定 B		評定 B	
				<評定に至った理由> 効率化目標の設定、人件費の適正化、 契約の点検・見直し、保有資産の見直し、 内部統制の充実・強化等が着実に実施さ れている。 <その他事項> (有識者の意見) ・削減努力は高く評価しますが、もはや限 界だと思えます。 ・センターでは人員削減の影響を受けて、 ばれいしょウイルス病を肉眼判別でき るような熟練スタッフの育成が滞って いると考えます。原原種生産は日本のば れいしょ生産を支える基本中の基本で すから原原種生産体系の見直しや、十分 な人員及び予算の確保を図ることを考 えていただきたい。		<評定に至った理由> ・中期目標に定められた一般管理費及び業務 経費の抑制については、競争入札の原則実 施や経費の節減に取組まれ、目標を達成し ている。 ・技術専門職の高度化計画を策定するととも に、ほ場管理業務のうち単純作業のアウト ソーシングを実施している。 ・人件費については、給与水準・人事評価と も、国家公務員に準拠させている。 ・「独立行政法人における調達合理化の取組 の推進について」に基づき、調達合理化計 画を作成し、取り組まれており、調達につ いては、契約監視委員会において、随意契 約や一者応札について検証を行う等契約 に当たっての透明性が確保されている。 ・保有資産については、将来を見越した業務 上の必要性に基づき適正に処理されてい る。 ・内部統制・リスク管理・情報セキュリティ 等業務上の課題に対し、リスク対応計画 や情報セキュリティ研修を行うなど、対 応計画を作成し周知を図るとともに達成 度の効果検証を行っている。特に、日本年 金機構における個人情報流出事案を踏ま	

<p>(2) 人件費の適正化等</p>	<p>(2) 人件費の適正化等</p>	<p>・給与水準については、国家公務員の給与水準を十分考慮し、手当を含め役員給与の在り方について、厳しく検証した上で、引き続き、国家公務員に準拠した給与規定に基づき支給することとし、検証結果や取組状況を公表する。</p> <p>総人件費についても、「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」(平成18年法律第47号)に基づく平成18年度から5年間で5%以上を基本とする削減等の人件費に係る取組を、平成23年度も引き続き着実に実施し、平成23年度において、平成17年度と比較して、センター全体の人件費(退職金及び福利厚生費(法定福利費及び法定外福利費)並びに非常勤役員給与及び人事院勧告を踏まえた給与改定部分を除く。)について6%以上の削減を行うとともに、「公務員の給与改定に関する取扱いについて」(平成22年11月1日閣議決定)に基づき、政府における総人件費削減の取組を踏まえるとともに、今後進められる独立行政法人制度の抜本見直しの一環として、厳しく見直すこととする。</p> <p>なお、一般職員等については、新たな人事評価制度の円滑な運用を図り、役員と同様に業務実績評価を報酬に反映させる。</p>	<p>・20年に策定した温室効果ガス排出の抑制等実施計画に基づき、施設・機械の効率的な利用等により温室効果ガスの排出量の削減を図った。</p> <p>・温室効果ガス排出量は、電気や灯油使用量の節減等により、基準年の18年度比で毎年度平均で11.6%の削減となった。</p> <p>・役職員の給与について、国家公務員の給与構造改革を踏まえて、国家公務員と同様の改定を行った。国家公務員の給与水準を十分考慮し、手当を含め役員給与の在り方について厳しく検証し、検証結果や取組状況を公表した。職員と国家公務員との給与水準(年額)の比較指数(事務・技術職員)は23年度は96.1、24年度は95.4、25年度は95.9、26年度は94.5、27年度は96.0となった。</p> <p>・給与水準については、ホームページ「役員の報酬及び職員の給与の水準」に公表している。 (http://www.ncss.go.jp/main/info/johokoukaifutai.html)</p> <p>・23年度は、人件費(退職金及び福利厚生費(法定福利費及び法定外福利費)並びに非常勤役員給与及び人事院勧告を踏まえた給与改定部分を除く。)について、国家公務員の給与構造改革を踏まえて、役職員の給与について国家公務員と同様の見直しを行うとともに、管理部門及び業務部門の要員の合理化を図り、23年度の改定分△0.23%を含めると基準年度(17年度)比で6.0%の削減を行った。</p> <p>・24年度は、「国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律」(平成24年法律第2号)に準じて役員給与は24年4月から見直しを行い、国と同様の見直しを行うとともに、「国家公務員の退職給付の給付水準の見直しのための国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律」(平成24年法律第96号)に準じて、役員退職手当については25年1月から見直しを行い職員退職手当についても25年2月から支給水準を改定した。</p> <p>・25年度は、23年度までの国家公務員の給与構造改革を踏まえ、役職員の給与については、55歳を超える職員について標準の勤務成績では昇給を停止及び高位の号俸から昇格した場合の俸給の増加額を縮減する昇給・昇格制度の見直しを実施し、国家公務員と同様の見直しを行った。</p> <p>・26年度は、人事院勧告に基づき、初任給・若年層を重点的に官民格差等に基づく給与水準を改定するため、俸給月額引上げ、交通用具使用者の通勤手当の改正、勤勉手当の支給割合の引上げを実施した。</p> <p>・27年度は、職員給与については各俸給表の各級・各号について、それぞれ1,100円の俸給月額引上げを27年4月1日に遡って改正を行うとともに、一般職員俸給表4級から6級まで、技術専門職員俸給表4級についてそれぞれ8号俸の増設を27年4月1日に遡って改正した。また、人事院勧告に基づき、広域異動手当及び単身赴任手当は、27年4月1日、勤勉手当は27年12月期に遡って支給割合等の引き上げを行った。</p> <p>さらに、28年1月1日の昇給に関する特例として、俸給月額の引き上げに伴う官民格差を補正するため、28年1月1日昇給の1号俸抑制を実施した。</p> <p>・能力・実績主義に基づく人事管理原則を踏まえ、23年10月から「新たな人事評価制度」を本格実施し、24年度以降において一般職員等について役員と同様に業務実績評価を職員給与へ反映させるべく体制を整備し、6月の勤勉手当及び12月期の勤勉手当及び1月期昇給において人事評価による業務実績評価を的確に反映した。</p>	<p>え、情報セキュリティ対策の点検を行い、セキュリティの強化に取り組まれている。</p> <p>・平成26年度決算検査報告において平成18年度から25年度の研究用物品の購入に当たり、年度内納入等適正であることが確認できない物品のあることを指摘されたことを受け、外部有識者を加えた調査委員会による調査を実施したところ、契約した物品は確実に納品され、法人への損害を与えたものではないこと、及び会計経理の手続きについて再発防止策を講じる改善措置について検証・提言された。これを踏まえ、理事長による全職員への注意喚起や再発防止策が実施され、適切に対応されていた。</p>
<p>(3) 契約の点検・見直し</p>	<p>(3) 契約の点検・見直し</p>	<p>・監事及び外部有識者によって構成する契約監視委員会において、競争性のない随意契約の見直しを更に徹底して行うとともに、一般競争入札等についても真に競争性が確保されているか、点検、見直しを行い、その結果を公表する。</p> <p>また、密接な関係にあると考えられる法人との契約に当たっては、一層の透明性の確保を追求し、情報提供の在り方を検討するものとする。</p>	<p>・「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」(平成21年11月閣議決定)に基づき22年5月に策定した随意契約等の見直し計画及び「独立行政法人の調達等合理化の取組について」(平成27年5月25日総務大臣決定)に基づき27年7月に策定した調達等合理化計画に即して取り組むとともに、契約監視委員会において競争性のない随意契約の見直しを徹底し、一般競争入札等についても真に競争性が確保されているかを定期的に点検し、不参加業者からの聴き取りや入札公告期間の延長等の見直しを行った。</p> <p>・その結果、国と同様の一般競争基準(工事250万円超、物品160万円超等)の適用により対象となる232件、1,847百万円の契約のうち、一般競争入札は185件、1,695百万円、企画競争は0件、随意契約は47件、151百万</p>	

		<p>「独立行政法人の調達等合理化の取組の推進について」(平成27年5月25日総務大臣決定)等を踏まえ、公正かつ透明な調達手続きによる適切で、迅速かつ効果的な調達を実現する観点から調達等合理化計画を定め、重点分野の調達の改善、調達に関するガバナンスの徹底等を着実に実施する。</p> <p>・規格外品等をでん粉原料用として売り払いする場合は、契約方法を見直し、少額随意契約に該当するものを除き、平成23年度から一般競争入札を導入する。</p>	<p>円であった。</p> <p>なお、20年度に締結した競争性のない随意契約15件、56百万円のうち、引き続きこれに該当する競争を許さない契約は27年度は7件、18百万円であった。</p> <p>また、一般競争契約232件のうち、一者応札は47件(20%)であり、一者応札の要因としては、提供可能業者が限られる、契約の規模が業者の希望する条件に合致しなかったため等であった。</p> <p>・一般競争契約及び随意契約に関する情報については、種苗管理センターのホームページで公表した。 (http://www.ncss.go.jp/main/info/johokoukaifutai.html)</p> <p>・密接な関係にあると考えられる法人との契約に当たっては、当該法人への再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況についての情報を種苗管理センターのホームページに掲載するとともに、入札公告にその旨を記載した。</p> <p>なお、中期計画期間中において、種苗管理センターの情報公開の対象となる法人はない。</p> <p>・23年8月に契約事務取扱規程を改正したことにより、余剰・規格外原種をでん粉原料用として売却する場合は、少額随意契約に該当するものを除き、一般競争入札を実施した。</p>		
(4) 保有資産の見直し等	(4) 保有資産の見直し等	<p>・毎年度、土地・建物等資産の利用度及び将来の使用見込みについて調査し、経済合理性の観点に沿って、その保有の必要性について検討を行い、支障のない限り、国への返納等を行う。なお、八岳農場においてばれいしょ原種生産業務に用いていた施設について、今後、利用が見込まれないものは国への返納を含めて処分を検討する。</p>	<p>・土地・建物等資産の利用度及び将来の使用見込みについて調査し、その保有の必要性について検討を行い、将来使用が予定されていない固定資産については減損を認識した。</p> <p>・ばれいしょ生産業務を廃止したことに伴う八岳農場の不要施設の処分については、不要資産となる建物・設備の設置場所が借地であり、借地の土地賃貸借契約を解約する場合には、原状回復(更地)することとなっている。しかしながら、原状回復(更地)するには相当の費用が必要なため、不要資産となる建物等を解体撤去することなく借地保有者に売却することも考慮に入れた段階的な借地等返還計画を借地保有者に提案し、協議を進めてきたところであるが、借地保有者からの購入希望がないという意向を示されたことから、不要施設の解体予算を確保し借地を更地にした上で、段階的な借地返還を進めることとした。</p>		
(5) 内部統制の充実・強化等	(5) 内部統制の充実・強化等	<p>・リスク管理委員会を設置し、センターのミッション遂行の障害となる要因をリスクとして識別、分析及び評価し、当該リスクへの適切な対応を行う。</p>	<p>・24年2月にリスク管理規程を制定し、リスク管理委員会を設置した。同規程に基づき各農場等ごとに組織目標達成に向けて想定されるリスクの洗い出しを行い、同委員会に報告し、リスクが顕在化した場合の影響度及び発生可能性を評価することとした。</p> <p>24年度には、リスク管理委員会を開催し、種苗管理センターにおける重要度の高いリスクを把握するため全職員を対象としたリスクの洗い出し調査に基づき影響度、発生可能性(発生日)を評価した「リスク基本台帳(集計表)」を作成した。</p> <p>25年度からは、リスク基本台帳の中から、自然災害対策を始めとする重点的かつ継続的に取り組む必要のあるものとしたリスク対応計画を毎年度策定し、職員向けホームページに掲載するなど周知し、本所及び農場において適切なリスク対応に取り組んだ。</p> <p>・内部統制の充実・強化のため、毎週開催される本所内会議、毎月開催される本所と農場の全体会議、年2回の農場長等会議、役員会、コンプライアンス委員会及び内部統制委員会等、マネジメントを補佐する内部組織が整備・運営されている。また、本所部課室ごと、各農場ごとの予定及び懸案事項等についての報告、業務実施状況の点検・評価といったモニタリング機能により、重要な情報等の把握及びミッション等の周知徹底が図られるようにした。ミッション等の周知徹底については、中期計画前文にセンターのミッションを掲げ、職員向けホームページに「種苗管理センター業務推進指針」及び「行動規範」を掲載し、会議・出張・研修の機会あるごとに、報告・講話・講義、意見交換を通して、役職員に向けミッション等の周知徹底を行った。</p>		

		<p>・情報セキュリティポリシーの周知を徹底するとともに、情報セキュリティ規程に基づき研修等を実施し、職員の意識向上を図る。また、「第2次情報セキュリティ基本計画」等の政府の方針を踏まえ、情報セキュリティ対策に係るP D C Aサイクルを構築するため、規則等の策定、見直しを行い、個人情報を含め情報セキュリティを確保する。</p>	<p>・内部監査及び監事監査による種苗管理センターにおける業務に係るモニタリングを実施し、法人のミッションを有効かつ効率的に果たすため、内部統制の推進を図り、組織内の統制環境等の維持に努めた。</p> <p>・情報セキュリティ委員会において種苗管理センターが有する情報の管理について検討し、情報セキュリティ規程を改正しこれに基づく情報の格付及び取扱制限に関する規則を制定するとともに、情報セキュリティポリシーの改正を行った。さらに、情報セキュリティ規程による手続をより具体化するため同規程の実施細則を制定した。</p> <p>・情報化総括責任者（C I O）のリーダーシップの下、情報セキュリティ規程に基づく全職員を対象としたセンター内外の講師による研修の実施、上記規則の改正等に係る説明会の開催、「情報セキュリティのお知らせ」の延べ18回にわたる作成・送信等を行い、役職員への周知徹底と意識向上を図った。</p>		
--	--	---	---	--	--

4. その他参考情報

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
第2-1	栽培試験業務の質の向上		
業務に関連する政策・施策	農業・農村における6次産業化の推進	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	種苗法第15条第2項
当該項目の重要度、難易度	－	関連する政策評価・行政事業レビュー	行政事業レビューシート事業番号：0024

2. 主要な経年データ														
①主要なアウトプット（アウトカム）情報								②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）						
指標等	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度		23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	
栽培試験の実施点数	前年度出願点数(995点)の69%以上	68% 731点 (22年度)	69% 678点	69% 741点	71% 805点	84% 831点	77% 733点		予算額(千円)	104,296	102,840	101,710	102,255	101,232
栽培試験の拡大種類数	10種類程度	20種類 (22年度)	18種類	25種類	15種類	16種類	4種類		決算額(千円)	87,212	80,563	82,937	84,281	76,920
マニュアル作成点数	10種類程度	3種類 (22年度)	10種類	11種類	10種類	11種類	14種類		経常費用(千円)	580,460	535,977	612,022	560,626	587,090
新たに収集・保存した点数	300点程度	328点 (22年度)	317点	326点	363点	313点	505点		経常利益(千円)	580,460	535,898	612,022	560,626	587,090
種類別審査基準案の作成件数	12種類程度	13種類 (22年度)	11種類	13種類	13種類	12種類	12種類		行政サービス実施コスト(千円)	572,399	527,904	603,920	554,617	682,828
品種類似性試験に係る試験終了後から施行までの日数	30日以内 (DNA分析の場合7日以内)	－ (依頼なし) (平成22年度)	100% 2件	100% 29件	100% 35件	100% 4件	－ 0件		従事人員数	68	65.5	67.5	65.5	62.5
育成者権侵害物品に係る資料の鑑定の委嘱について、報告までの日数	7日以内	－ (委嘱なし) (平成22年度)	－	－	－	－	－							

3. 中期目標期間に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
中期目標	中期計画	主な評価指摘	法人の業務実績・自己評価	主務大臣による評価			
				(見込評価)		(期間実績評価)	
				評定	B	評定	B
<p>農林水産植物の品種登録に係る栽培試験等</p> <p>(1)「新たな農林水産省知的財産戦略」に即した栽培試験の実施体制の強化等</p>	<p>農林水産植物の品種登録に係る栽培試験等</p> <p>(1)「新たな農林水産省知的財産戦略」に即した栽培試験の実施体制の強化等</p>	<p><評価の視点></p> <p>栽培試験業務の質を向上させること。</p> <ul style="list-style-type: none"> 栽培試験については、全出願品種を対象とすることを原則としつつ、効率的に実施するものとし、実施に当たっては、農林水産省との緊密な連絡調整を図りつつ、計画的かつ的確に実施する。 また、出願動向を踏まえ、栽培試験に必要な人員の配置、施設整備等を進め、農林水産省から栽培試験を指示された品種(中期目標終了年度の実施点数は、前年度出願点数(特性審査のうち資料調査によるものを除く。)の70%以上)について確実に実施する。 センターにおいて栽培試験を実施したことがない種類について、必要性の高い種類から栽培方法等について検討を行い、中期目標期間中に50種類程度の栽培試験対象植物の拡大を図る。 また、センターで栽培試験を実施する主要な植物の種類でこれまでマニュアルが整備されていないものについて、中期目標期間中に50種類程度の栽培・特性調査マニュアルを作成する(全面的な改正を含む)とともに、病害抵抗性等の新たな項目について、必要に応じて検定手法を確立し、特殊検定マニュアルを作成する。 栽培試験のリファレンスコレクションの充実のため、各栽培試験の終了時等に近年入手困難となっている品種を新たに収集・保存するとともに、既に収集・保存している品種について、育種の方向や出願品種の動向等を踏まえつつ整理を行い、対照品種として迅速に種苗を供試できる保存体制を整備し、中期目標期間中に1,500点程度を新たに拡大する。 また、効率的な保存に資するため、組織培養法を利用した保存が可能な種類(きく、カーネーション、いちご等)について、器内保存を進める。 新規植物の種類別審査基準案の作成について、農林水産省からの要請に応じて確実に作成(中期目標期間中60種類程度)する。 	<p>評定 B</p> <p>業務実績：種苗管理センター第3期中期計画の業務実績に関する自己評価結果の付表の第2-1参照。</p> <ul style="list-style-type: none"> 農林水産省との緊密な連絡調整を図りつつ、各年度において、通知のあった全ての出願品種について、実施方法の検討及び対照品種の選定を行い、栽培試験実施計画を的確に策定した。 前年度出願点数(特性審査のうち資料調査によるものを除く。)に対し23年度は66%以上を目標点数とし、その後は人員や施設の配置等を適切に進めながら、目標点数については毎年度1%ずつ増加させた。この結果、各年度とも目標点数は達成されるとともに、27年度には栽培試験実施目標点数の666点(70%)を10%上回る733点の栽培試験を実施した。 センターにおいて栽培試験を実施したことがない種類について、栽培試験方法等の検討を行い、中期計画の目標(50種類程度)を上回る78種類の栽培試験対象植物を拡大した。 センターで栽培試験を実施する主要な植物種類の栽培・特性調査マニュアルの検討を行い、56種類のマニュアルを作成した。 リファレンスコレクションの保存方針に基づき、3,325品種を新たに収集するとともに、既存品種の整理を行い、1,824品種を新たに拡大し累計保存点数を7,146品種とした。 きく、カーネーション及びいちごについて、培養条件、培地組成の検討を行い、器内保存から栽培試験までの試行を行った。その結果、器内保存は技術的には可能であるが、機動的に苗を供給するには課題が多く、栽培試験に供試するため器内培養苗をほ場定植用の苗に仕立てるには、労力・コストの問題があることが分かった。また、きくでは培養により変異の発生が認められた。 このように、リファレンスコレクションの組織培養法を利用した器内保存の推進を試行したが、導入は困難であるとの結論に至った。 農林水産省からの要請に基づき、審査基準案の検討を行い、61種類の審査基準案を作成した。 	<p>評定</p> <p>B</p> <p><評定に至った理由></p> <ul style="list-style-type: none"> 「新たな農林水産省知的財産戦略」に即した栽培試験の実施体制の強化が図られている。また、育成者権の侵害対策及び活用促進と水際取締制度の強化に向けた税関との連携、東アジア植物品種保護フォーラムの推進に向けた支援等の取組が行われている。 	<p>評定</p> <p>B</p> <p><評定に至った理由></p> <ul style="list-style-type: none"> 「新たな農林水産省知的財産戦略」に即した栽培試験の実施体制の強化が図られている。また、育成者権の侵害対策及び活用促進と水際取締制度の強化に向けた税関との連携、東アジア植物品種保護フォーラムの推進に向けた支援等の取組が行われている。 栽培試験については、期間を通じて実施計画作成目標、及び実施目標点数を達成している。 栽培試験対象植物の拡大については目標50種類を大きく上回る78種類となり、マイナー植物の品種登録に大きく貢献している。 栽培試験の栽培特性マニュアル作成、比較対象植物保存について目標を達成している。 栽培試験の信頼性向上に向けて、栽培地の調査、専門家等からの意見の聴取、責任者会議等を実施し、栽培試験実施責任者資格認定試験を行うなど、栽培試験担当者の業務運営能力の向上に努めている。 品種保護に関して、情報提供、相談対応に取り組むなど、迅速な類似性試験の実施やDNA分析による品種類似性試験の対象種類拡大に努めている。 		

<p>(2) 「新たな農林水産省知的財産戦略」に即した育成者権の侵害対策及び活用促進と水際取締制度の強化に向けた連携</p>	<p>(2) 「新たな農林水産省知的財産戦略」に即した育成者権の侵害対策及び活用促進と水際取締制度の強化に向けた連携</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・出願時に申請者から提出される種子及び種菌について、種菌の凍結保存を併用しつつ、確実な保管管理を行う。 ・栽培地の調査、専門家等からの意見の聴取等により先進的な技術、知識等の導入に努めるとともに、OJT（オンザジョブトレーニング）、専門技術研修の実施により栽培試験担当者の業務運営能力の向上を図る。 ・品種登録審査業務の適切な実施、改善等に資するよう、栽培試験及び栽培試験に関する業務を実施する中で知り得た情報及び知見について、農林水産省に積極的に提供する。 ・国内外における育成者権の侵害及び活用に関する情報の収集、整理及び分析を行い、講演、ホームページ等を活用して育成者権者、公的機関その他育成者権の関係者（以下「育成者権者等」という。）に提供する。 ・地方農政局の知的財産総合相談窓口担当職員、各県の知的財産担当者等に対する支援・情報提供を行うとともに、水際対策を実施する税関とは平成23年度から連絡会議等の定期的な情報交換の場を設置する。 ・育成者権者等からの育成者権の侵害及び活用に関する相談に対して、対抗措置及び活用方法に関する助言等を行う。 また、6次産業化の促進に向け、地域資源を活かした新たな産業の創出等を支援するため、地方農政局の6次産業化担当窓口等と連携し、関係者に対する新品種の保護・活用に関するアドバイスを行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・出願時に申請者から提出される種子及び種菌について、種子753品種、種菌75品種を受入れ、保管管理を行った。なお、保管種菌397品種のうち324品種については、凍結保存を併用して管理した。 ・栽培試験実施責任者会議等を開催し、栽培試験の確実な実務及び試験実施上の問題点等について対応方策の検討を行った。なお、気象被害及び病害の発生等により栽培試験の継続が不可能となった品種は219品種であった。 ・栽培試験の新任者を対象に、「栽培試験に関するOJTの手順書」等に従ってOJTを実施した。 ・研修計画に基づき、実務担当者研修、審査基準作成研修及び実施責任者養成研修を実施し、各研修の成果検証として、課題の提出、プレゼンテーション及び総合討論等による到達度把握を行った。 ・栽培試験実施場所において審査官を交えて現地検討を行い、栽培試験担当者との評価の目合あわせを行うとともに、区別性及び均一性の判断の難しい案件等について指導を受けた。 ・栽培試験に係る技術情報収集のため、栽培地の調査を48件、専門家への意見聴取を95件実施した。 ・栽培試験実施責任者の資格の確保と栽培試験業務の円滑な実施に資することを目的として、栽培試験実施責任者資格認定試験を実施し、20名が合格した。また栽培試験実施責任者の能力の維持・指導力の向上を目的とした栽培試験実施責任者習熟度試験を実施した。 ・四半期ごとに栽培試験実施状況を整理し、農林水産省に報告した。 ・栽培試験の成否に係る事項、区別性・均一性の問題に影響のある事項等について事案発生ごとに逐次農林水産省へ報告し、指示等に従い対処するとともに、年間の取りまとめ表を作成し提出した。 ・国内外における育成者権の侵害及び活用に関する情報の収集、整理及び分析を行い、各年度に受けた相談等を基に13項目のQ&Aを作成し、ホームページに掲載した。 ・各年度において、依頼に基づく育成者権に関する講演を全国延べ54カ所で行い、参加者数の合計は1,846名であった。 ・地方農政局の知的財産総合相談窓口担当職員、各県の知的財産担当者等に対する支援・情報提供を行うとともに、24年度から参加した農産物知的財産権保護ネットワーク（福岡県が主催し道府県が参画）において、支援・情報提供を行った。 ・「見直し基本方針」及び「勧告の方向性」に即し、種苗管理センター主催で年1回実施した打合せに税関等からも参加し、育成者権に関する情報提供等を行った。 ・育成者権の侵害に関する相談123件に対して、対抗措置等の助言等を行った。また、育成者権の活用に関する相談696件に対して、品種登録制度や種苗法の解釈等について回答した。 ・23年度から新たに設置された「品種保護活用相談窓口」で品種の活用に関する相談等にも対応することとするとともに、地方農政局等の6次産業化担当窓口と各農場の品種保護Gメンが打合せを行うことで連携を強化した。 ・25年度においては、新品種を活用した研究開発・成果利用事業の事例を現地調査し、これを基に6次産業化に関する品種保護Gメンの支援を説明したパンフレットを作成した。さらに、作成したパンフレットを活用し、農林水産省が開催した6次産業化の推進に向けた全国キャラバンにおいて配布した。 		
--	--	--	---	--	--

<p>(3)「東アジア植物品種保護フォーラム」の推進に向けた</p>	<p>(3)「東アジア植物品種保護フォーラム」の推進に向けた</p>	<p>・育成者権者等からの依頼に基づき、育成者権を侵害した種苗等を判定するための品種類似性試験を迅速に実施する。</p> <p>また、試験研究機関の成果等を活用し、DNA分析等による品種類似性試験の対象植物を6種類程度拡大する。</p> <p>・育成者権者等からの依頼に基づき、依頼者とともに現地に赴き、育成者権の侵害が疑われる種苗、生産物及び加工品の栽培、保管、販売等の状況を記録することにより、侵害行為の日時、数量、金額等を証明するとともに、育成者権に係わる種苗、物品等の証拠品を保管することにより、育成者権侵害の立証を支援する。</p> <p>「育成者権を侵害する物品に該当するか否かの認定手続に係る農林水産大臣の意見聴取に関する省令」(平成18年農林水産省令第4号)に基づき、農林水産省から育成者権侵害物品に係る資料の鑑定の囑託があった場合には、本所において迅速かつ的確にDNA鑑定を実施し、速やかに鑑定結果を報告する。</p> <p>・DNA分析による品種類似性試験を的確に実施するため、実用化レベルにあるDNA品種識別技術を積極的に導入し、登録品種等のDNA情報を蓄積しデータベース化を行う。</p> <p>また、公募事業を活用して登録品種等の標本・DNAの保存を行う。</p> <p>・東アジア植物品種保護フォーラムの推進に向けた支援</p> <p>東アジア植物品種保護フォーラムの活動の一環として、参加国に対する栽培試験技術の付与や品種保護関係の人材育成のため、専門家の派遣や研</p>	<p>また、新品種の活用相談は2件に対し、商品開発、種苗の入手先情報等のアドバイスを行った。</p> <p>・26、27年度は新品種を活用した研究開発・成果利用事業の事例等を紹介したパンフレットを活用し、地方農政局等の6次産業化担当窓口等と連携を強化するとともに、新品種の保護・活用に関する相談に対して的確なアドバイス等を行った。</p> <p>・品種類似性試験について計70件(特性比較16件、比較栽培31件、DNA分析23件)の依頼があった。取り下げを除き試験を実施した67件について、30日以内(DNA分析は7日以内)に依頼者に結果を報告した。</p> <p>なお、試験終了から施行までの平均日数は、特性比較が29日、比較栽培が28日、DNA分析が5日、報告書の期日内施行の割合は100%であった。</p> <p>・DNA分析による品種類似性試験の対象にひまわり、とうもろこし、カーネーション、りんご、ばれいしょ及びパイナップルの6種類を追加した。</p> <p>・育成者権者等からの依頼に基づき、侵害状況記録を計8件作成し、寄託を延べ87件受け証拠品を保管した。</p> <p>・農林水産省からの要請はなかった。</p> <p>・品種類似性試験を的確に実施するため、いちご、茶、日本なし、ひまわり、おうとう及びとうもろこしの6種類について、新たに出願された登録品種等のDNA情報を調査し、計103品種のDNA品種識別情報をデータベースに追加した。</p> <p>・農林水産省の委託事業「登録品種の標本・DNA保存等事業」を受託し、新たに出願された栄養繁殖性品種のうち2,962品種について資料保存依頼書を受け付け、2,352品種の凍結乾燥標本を作製し保存した。このうち、栽培試験を実施した1,767品種についてはさく葉標本を併せて作製し保存した。また、DNA分析技術が確立されている植物の59品種についてDNAを抽出し凍結保存を行った。一方、出願取下げ等により179品種の凍結乾燥標本、165品種のさく葉標本及び5品種の抽出DNAを廃棄した。</p> <p>・また、DNA品種識別技術を権利侵害紛争の解決に活用する上で重要となる主要な既存品種の標本・DNAの保存についても、センター独自の取組として222品種の凍結乾燥標本及び145品種のさく葉標本を作製し保存した。</p> <p>・東アジア植物品種保護フォーラムからの要請に基づき、高度な栽培試験研修及び審査基準作成会合等へ専門家として15名の栽培試験担当職員等を派遣した。また、短期専門研修及び要人研修等を実施し、研修員56名を受け入れた。</p>		
------------------------------------	------------------------------------	---	---	--	--

支援	支援	修を積極的に実施する。			
----	----	-------------	--	--	--

4. その他参考情報

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
第2-2	種苗検査業務の質の向上		
業務に関連する政策・施策	農業・農村における6次産業化の推進	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	種苗法第63条
当該項目の重要度、難易度	－	関連する政策評価・行政事業レビュー	行政事業レビューシート事業番号：0024

2. 主要な経年データ														
①主要なアウトプット（アウトカム）情報								②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）						
指標等	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度		23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	
表示検査点数	15,000点程度	15,821点 (22年度)	16,489点	15,852点	15,757点	15,643点	16,035点		予算額(千円)	113,211	72,682	71,883	72,269	71,546
集取点数	3,000点程度	3,027点 (22年度)	3,121点	3,020点	3,043点	3,058点	3,079点		決算額(千円)	67,205	91,471	157,080	57,296	57,219
病害検査点数	195点以上	190点 (22年度)	194点	195点	196点	196点	225点		経常費用(千円)	209,024	251,233	209,360	256,091	247,942
カルタヘナ法に基づく立入り、質問、検査、収去及びモニタリングの的確な実施	とうもろこし 30点以上 えだまめ 10点以上	とうもろこし 36点 えだまめ 12点 (22年度)	36点 12点	36点 12点	36点 12点	36点 12点	36点 12点		経常利益(千円)	209,024	251,233	209,360	256,091	247,942
50日以内に検査結果報告を行った件数の全検査件数に対する割合	－	99.6% (22年度)	100%	100%	100%	100%	100%		行政サービス実施コスト(千円)	204,259	240,972	198,297	233,524	262,956
種子伝染性病害の検査法の実用化	1種類	－	1種類	1種類	0種類	1種類	3種類		従事人員数	18	21	21.5	22.5	21.5

3. 中期目標期間に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価及び主務大臣による評価					
中期目標	中期計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価	主務大臣による評価	
				(見込評価)	(期間実績評価)
				評定	評定
<p>農作物(飼料作物を除く。)の種苗の検査、指定種苗の集取、立入検査等</p> <p>(1)国際的な種子流通の活性化に対応した流通段階の種苗の表示や品質の検査等の充実</p>	<p>農作物(飼料作物を除く。)の種苗の検査、指定種苗の集取、立入検査等</p> <p>(1)国際的な種子流通の活性化に対応した流通段階の種苗の表示や品質の検査等の充実</p>	<p><評価の視点> 種苗検査業務の質を向上させること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農林水産大臣から指示のあった表示検査(15,000点程度/年度)に対し、農業使用回数表示の検査を重点的に行うとともに、過去の検査結果を集取点数に反映させることにより、的確かつ効果的な集取(3,000点程度/年度)を行う。 <p>「指定種苗の生産等に関する基準」(平成20年7月3日農林水産省告示第1713号)による病害検査について、本所への検査の集約化により体制を強化し、実施点数を中期目標期間中に30点程度増加させる。</p> <p>「遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律」(平成15年法律第97号)第32条の規定に基づき、同条第2項の農林水産大臣の指示に従い、立入り、質問、検査及び取去を的確に実施するとともに、その結果を農林水産省に適切に報告する。その実施体制を確保するため、遺伝子組換え種子の混入のモニタリングについて、毎年度、とうもろこし30点以上、えだまめ10点以上を行う。</p> <p>種苗検査担当者による業務実施上の問題点等の解決のための検討を行うとともに、専門技術研修、技能チェック等を行う。</p> <p>また、ISTA(国際種子検査協会)が行う熟練度テストに参画する。</p> <p>種苗流通の適正化に資するよう、種苗検査業務を実施する中で知り得た情報及び知見について、農林水産省に積極的に提供する。</p>	<p>評定 B</p> <p>業務実績：種苗管理センター第3期中期計画の業務実績に関する自己評価結果の付表の第2-2参照。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農林水産大臣から指示のあった表示検査(15,000点程度/年度)に対し、農業使用回数表示の検査を重点的に行い実施した。表示検査の結果、不完全表示については書面による改善報告を求め、検査結果を農林水産省に報告した。 ・過去の検査結果等を踏まえた実施計画を策定し、年間3,000点以上の集取を行うとともに、発芽検査の結果、表示発芽率に満たなかったものについては、書面による改善報告を求め、検査結果を農林水産省に報告した。 ・「指定種苗の生産等に関する基準」に基づき、年度計画に従って190点以上を実施し、27年度には30点程度増やし225点を実施した。検査の結果、指定種苗の生産等に関する基準を満たさないものについて、書面による改善報告を求め、農林水産省に報告した。 ・「遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律」第32条の規定に基づき、農林水産大臣の立入り等の指示はなかった。また、その実施体制を確保するため、遺伝子組換え種子の混入のモニタリングについて、毎年度、とうもろこし30点以上、えだまめ10点以上を行った。 ・農林水産省消費・安全局から、25年度に輸入栽培用種子中の未承認遺伝子組換え検査対策事業への協力依頼、26年度になす等の検査法妥当性確認試験及び栽培用ワタ種子中の未承認遺伝子組換え体検査の実施依頼、27年度にささげ等の検査法妥当性確認試験の協力依頼があり、試験結果についてはいずれも期限内に報告した。 ・種苗検査担当者会議を毎年度開催し、業務実施上の問題点等の解決のための検討を行った。この結果を踏まえ、検査に関する情報の共有化を行うなど、業務の改善を図った。 ・27年度に品種純度検査研修を開催し業務の改善を図った。 ・依頼検査におけるサンプリングの技術研修、検査担当者を対象とした発芽検査及び病害検査のレプリーテストを実施した。 ・ISTAの発芽等の熟練度テストに参画し、検査技能の向上を図った。 ・指定種苗の検査の際に得られた情報は前期及び後期検査終了後に農林水産省に報告し、検査時に集取した種子のうち発芽率が極端に低いものは速やかに報告を行った。 ・依頼検査は、各年度ともいずれの検査結果においても検査依頼日より50日以内に報告した。 	<p>評定</p> <p>B</p>	<p>評定</p> <p>B</p>
(2)国際的	(2)国際的	<ul style="list-style-type: none"> ・的確かつ迅速な検査を基本に、 		<p><評定に至った理由></p> <ul style="list-style-type: none"> ・国際的な種子流通の活性化に対応した流通段階の種苗の表示や品質の検査等の充実が図られている。また、国際的な種子流通の活性化に対応した依頼検査が実施されている。 ・依頼検査については、指標を達成しており、ISTAの熟練度テストや顧客満足度調査の結果を業務に反映、種子伝染性病害の検査対象は意欲的に拡大されている。 ・国際協力については、年度計画を達成するとともに、職員がISTAの理事を担っており、積極的な国際貢献が行われている。 	<p><評定に至った理由></p> <ul style="list-style-type: none"> ・指定種苗の検査については、全ての項目について各年度計画を達成している。 ・依頼検査については、年度計画を達成しており、なかでもISTAの熟練度テストではA評価を得るとともに、検査対象病害種類の拡大については目標2種類に対して4種類、業界からの要望が強い果実汚斑細菌病の対象作物を7作物まで拡大しており、これに伴い依頼検査点数が倍増している実績は高く評価できる。 ・国際協力については、年度計画を達成するとともに、職員がISTAの理事を担っており、積極的な国際貢献が行われている。 <p><指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策></p> <ul style="list-style-type: none"> ・民間の検査機関等から成る種子検査のネットワークを構築し、その中核となることを期待する。

<p>な種子流通の活性化に対応した依頼検査の実施</p>	<p>な種子流通の活性化に対応した依頼検査の実施</p>	<p>検査試料の提出が遅れたもの等特別の事情があるものを除き、検査依頼のあった日から50日以内に検査結果の報告を行うものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 依頼者の関心事項及び満足度を調査し、業務の改善を図るとともに、クレームがあった場合には、適切に対処する。 ウリ科果実汚斑細菌病をはじめとする種子伝染性病害の検査要請に対応し、中期目標期間中に検査対象病害を2種類以上拡大する。 種苗業者がEC加盟国のナショナルカタログへ品種登録した種子の事後検定及びOECD品種証明制度に基づく種苗業者の輸出用てんさい種子の品種の証明に係る種子の検査を実施するとともに、検査終了後、検査結果を適切に報告する。 <p>ISTA等が開催する会議について、農林水産省からの職員の派遣の要請に基づき、職員を派遣する等積極的に参画する。また、ISHI（国際健全種子推進機構）が行う比較試験等の検査法の国際標準化に向けた活動に参画し、必要に応じ職員を派遣する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 依頼検査に対する顧客満足度調査を毎年実施し、種子病害検査の検査対象拡大等の要請があったことから、今後の対応について検討した。 調査結果では、クレームに該当する回答はなく、依頼検査のセンターの対応については概ね高い評価を得ている。また、クレーム発生時に適切に対処するため品質保証マニュアルの改訂を行った。 種子伝染性病害の検査要請に対応し、調査研究の成果を踏まえ、エンドウモザイク病、ウリ科果実汚斑細菌病、アブラナ属野菜の黒すす病、ウリ科野菜のCGMMV、ダイコンのPhoma lingam（根朽病菌）及び黒斑病の6種類を検査対象に追加した。 年次計画に基づき、種苗業者に対するEU向け輸出野菜種子の記録作成及びサンプルの保管状況の検査、登録品種の事後検定を行い、各検査結果を農林水産省に適切に報告した。 輸出用てんさい種子の品種の証明に係る検査依頼はなかった。 農林水産省からの要請に基づき、国際種子検査協会（ISTA）の総会に日本代表として職員を派遣するとともに、同理事会に職員を理事として出席させ、ISTAの運営に参画させた。また、国際健全種子推進機構（ISHI）の会議に職員を出席させ、世界における病害検査についての情報を収集した。 		
------------------------------	------------------------------	---	--	--	--

4. その他参考情報

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
第2-3	種苗生産業務の質の向上		
業務に関連する政策・施策	農業・農村における6次産業化の推進	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	独立行政法人種苗管理センター法 第十条三
当該項目の重要度、難易度	－	関連する政策評価・行政事業レビュー	行政事業レビューシート事業番号：0024

2. 主要な経年データ														
①主要なアウトプット（アウトカム）情報								②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）						
指標等	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度		23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	
春植用ばれいしょ原種の生産計画達成率	100.0%	110.6% (22年度)	103.7%	107.4%	103.4%	104.9%	102.4%		予算額（千円）	56,506	55,717	55,105	55,400	54,846
秋植用ばれいしょ原種の生産計画達成率	100.0%	81.7% (22年度)	103.3%	101.5%	109.5%	148.7%	92.3%		決算額（千円）	251,063	271,603	241,044	251,778	288,009
春植用さとうきび原種の生産計画達成率	100.0%	98.1% (22年度)	98.1%	54.0%	115.7%	65.5%	83.6%		経常費用（千円）	1,090,213	1,223,594	998,219	1,059,263	1,115,574
夏植用さとうきび原種の生産計画達成率	100.0%	100.4% (22年度)	79.9%	57.5%	108.3%	84.6%	80.9%		経常利益（千円）	1,090,213	1,223,594	998,219	1,059,263	1,115,574
ばれいしょ原種の配布申請時から配布開始までの期間	1.5月以内	秋植用 1.7月 (22年度)	1.3月	1.3月	0.3月	0.5月	0.3月		行政サービス実施コスト（千円）	938,196	1,072,710	794,527	857,183	1,042,335
		春植用 1.7月 (22年度)	0.6月	0.3月	0.3月	0.7月	0.3月							
さとうきび原種の配布申請時から配布開始までの期間	2.0月以内	夏植用 1.4月 (22年度)	1.4月	1.0月	0.3月	0.3月	0.1月		従事人員数	113.5	113.5	109	109	112
		春植用 1.2月 (22年度)	1.4月	1.0月	0.2月	0.5月	0.3月							
ばれいしょ原種の収穫直前の検定における病害罹病率	0.1%未満	秋植用 0.00% (22年度)	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%							
		春植用 0.00% (22年度)	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%						
さとうきび原種の収穫直前の	0.1%未満	夏植用 0.04% (22年度)	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%							

検定における病害罹病率		春植用 0.01% (22年度)	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%								
ばれいしょ原原種の萌芽率	90.0%以上	秋植用 94.6% (22年度)	98.4%	99.1%	94.8%	99.8%	94.7%								
		春植用 98.6% (22年度)	98.3%	98.7%	99.4%	98.9%	99.6%								
さとうきび原原種の萌芽率	90.0%以上	夏植用 89.0% (22年度)	98.2%	98.1%	97.0%	93.9%	95.6%								
		春植用 97.3% (22年度)	98.3%	98.3%	96.1%	92.3%	95.8%								
ばれいしょ原原種配布先アンケート結果顧客満足度	5段階評価の 4.0以上	春植用 4.1 (22年度)	4.0	3.9	3.8	3.8	3.5								
		秋植用 2.9 (22年度)	4.3	4.2	4.0	4.3	4.2								
さとうきび原原種配布先アンケート結果での顧客満足度	5段階評価の 4.0以上	春植用 4.4 (22年度)	4.1	4.0	4.3	4.5	4.2								
		夏植用 3.7 (22年度)	3.9	3.7	4.4	4.3	4.3								
そばの予備貯蔵量	15 トン	30 トン (22年度)	16 トン	16 トン	15 トン	23 トン	19 トン								

3. 中期目標期間に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

中期目標	中期計画	主な評価指摘	法人の業務実績・自己評価	主務大臣による評価			
				(見込評価)		(期間実績評価)	
				評価	B	評価	B
ばれいしょ及びさとうきびの増殖に必要な種苗の生産、配布等 (1) 需要に即した原原種の安定供給	ばれいしょ及びさとうきびの増殖に必要な種苗の生産、配布等 (1) 需要に即した原原種の安定供給	<p><評価の視点> 種苗生産業務の質を向上させること。</p> <p>・「食料・農業・農村基本計画」に即し、道県の需要量のほぼ100%を確保できる生産配布計画を毎年度作成し、同一品種を複数農場で栽培すること等により、台風や冷害等の気象変動や病虫害の発生等のリスク分散を行いつつ需要に応じた供給を行う。</p>	<p>評価 B 業務実績：種苗管理センター第3期中期計画の業務実績に関する自己評価結果の付表の第2-3参照。</p> <p>・春植用ばれいしょ原原種については、道県の需要量を把握し、その需要量に見合った生産計画を作成し、需要量に即した供給量をほぼ確保した。なお、気象災害や病虫害等により申請数量を確保できなかった品種については規格外種子の活用を図ったほか、申請後の需要の増加に対して備蓄原原種の中から追加配布を行った。</p> <p>・秋植用ばれいしょ原原種については、県の需要量を把握し、その需要量に見合った生産計画を作成し、需要量に即した供給量をほぼ確保した。なお、需要の変動により申請数量を確保できなかった品種については規格外種子の活用を図った。</p> <p>・春植用さとうきび原原種については、県の需要量を把握し、その需要量に見合った生産計画を作成し、需要量に即した供給量をほぼ確保したものの、23年度(24年春植用)、24年度(25年春植用)の沖縄農場及び26年度(27年春植用)の鹿児島農場において、大型の台風が複数回、接近・通過したことで、断根、折損、側枝の伸長、メイチュウ類等の被害を受け、大幅な減収となり、生産計画数量を確保することができなかった。このた</p>	<p>評価</p> <p>B</p>	<p><評定に至った理由> ・需要に即した原原種の安定供給のための取組が行われている。気象災害による減収も生産回復対策や生育期間の延長による収量確保策を講じた。また、顧客満足度調査が継続して行われ、業務に反映され改善に努められている。</p> <p><その他事項> (有識者の意見) ・ばれいしょウイルス病に関しては、配布先の原原種における抜き取りが1%以上となったロットが一部にあります。原原種生産が日本のばれいしょ生産を支える基本中の基本ですから、センターの原原種生産体制等に問題がないように十分な人員体制及び予算確保を図っていただきたい。</p>	<p>評価</p> <p>B</p> <p><評定に至った理由> ・需要に即した原原種の安定供給のための取組が行われている。気象災害による減収も生産回復対策や生育期間の延長による収量確保策を講じた。また、顧客満足度調査が継続して行われ、業務に反映され改善に努められている。 ・黒あし病の発生や台風による被害などの外的要因により発生したリスクに対して、直ちに対応方針に従い対策を開始し、外部に対して情報開示、関係機関への周知、ほ場における生産回復措置、対処マニュアルの更新など適切な危機管理対応が行われたことにより、原原種配布数量に対する影響を最小限にとどめている。 ・ジャガイモシロシストセンチュウの発生に對しいち早く抵抗性候補品種の無病化に着手したこと、拡大が懸念されるジャガイモモップトップウイルスの検定を実施したことなど、新たな病害に対して、適切に対応している。</p>	

		<p>・種ばれいしょに係る標準検査手順書等に基づき、病害虫防除対策を講じるとともに生育期間中のほ場での肉眼による病害検定を実施し、収穫直前の検定における病害罹病率をばれいしょ、さとうきびともに0.1%未満とする。</p> <p>なお、新たな病害検定として、ジャガイモ塊茎褐色輪紋病の検定及びジャガイモYモザイク病欧州型えそ系統の系統判別を導入する。</p> <p>また、土壌改良、輪作年限の確保等の対策を実施し、配布する原原種について、ばれいしょ萌芽率90%以上及びさとうきび発芽率80%以上を満たすようにする。</p>	<p>め、①台風接近前の剪葉処理や通過後のきび起こし等による生産回復対策、②収穫・配布時期を遅らせることによる生産量の確保、③夏植用原原種の一部を春植用として前倒し配布、④肥培管理の徹底等の対策を講じた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・24年春植用さとうきび原原種の大幅な減収については、沖縄農場において植付け直後の5月から9月にかけて5度の台風の襲来により甚大な被害を受け、さとうきびの収量が沖縄県を含めて統計を取り始めた昭和49年産以降で最も低い水準となったことによる。 ・25年春植用については、大型で非常に勢力の強い瞬間最大風速が50mを超える台風16号及び17号が相次いで沖縄本島を通過・接近したことによる。 ・27年春植用については、26年10月の台風18号は大雨をもたらしたこと、その5日後に19号が連続して接近・通過したことで鹿児島農場における被害が大きくなったことによる。 ・これら台風被害に対しては、いずれも速やかに原原種のきび起こし等による生産回復対策や生育期間の延長による収量確保等を講じたところである。また、例年より早い段階で県に対し配布見込み数量を提示し需給調整を行ったことや、鹿児島農場と沖縄農場間で余剰分を相互に供給したこと等により、申請数量の充足率は100%となった。さらに、24年度補正予算で沖縄農場の網室を改修するとともに、防風林・防風柵を整備した。また、台風時の事前・事後対応、報告体制等を整備するため新たに台風対策マニュアルを作成するなど、業務運営は適切に行われた。 <ul style="list-style-type: none"> ・夏植用さとうきび原原種については、県の需要量を把握し、その需要量に見合った生産計画を作成し、需要量に即した供給量をほぼ確保したものの、23年度及び24年度の沖縄農場において、大型の台風が複数回、接近・通過したことで、断根、折損、側枝の伸長、メイチュウ類等の被害を受けたことで減収となり、生産計画数量を確保することができなかった。このため、①台風接近前の剪葉処理や通過後のきび起こし等による生産回復対策、②収穫・配布時期を遅らせることによる生産量の確保、③夏植用原原種の一部を春植用として前倒し配布、④肥培管理の徹底等の対策を講じた。 <ul style="list-style-type: none"> ・ばれいしょ原原種の収穫直前の検定における病害罹病率は、各年度とも全ての農場、品種で0.1%未満であった。 ・なお、出荷した原原種に関する品質調査において、ウイルス病を確認した場合には、当該品種の配布先に対して原種生産に際しての注意喚起を行った。 ・近年、Yモザイクウイルス(PVY)について、一部の農場で罹患率が高くなる傾向が見られたことから、抜き取り及び薬剤散布を徹底するとともに、周辺環境浄化対策を強化した。 ・26年度及び27年度は、北海道の農場において黒あし病が発生したため感染の疑いがある品種について出荷停止を含む配布の調整を行った。 ・26年度及び27年度は黒あし病が発生した際には、本所に特別対策チーム、農場に現地対策チームを立ち上げ、速やかに関係機関に連絡するとともに、拡散防止や再発防止に向けた対策を講じた。さらに、採種団体や試験研究機関等の関係者による「ばれいしょの黒あし病に関する検討会」を開催し、発生の経緯や要因分析、今後の対応方針を検討し、感染経路の解明に関する調査研究を行った。 ・上記に加え、拡散防止に向けた対応として、病株の処分や発生ほ場の立ち入り制限、薬剤防除の強化などを直ちに実施した。さらに、黒あし病の再発防止に向けた対応方針を作成し、ほ場管理、栽培管理、収穫後の品質管理、出荷前の品質検査を強化するなどの措置を講じた。 ・さとうきび原原種の収穫直前の検定における病害罹病率は、各年度とも全ての農場、品種で0.1%未満であった。 ・春植用原原種等の品質調査において、ジャガイモモップトップウイルス(PMTV)検定を実施し、各年度とも全ての検診及び調査において検出され 		
--	--	--	--	--	--

		<p>・ばれいしょ原原種の培養系母本を基にした急速増殖技術を活用した生産体系において、品種の純粋性の維持を図るため、ほ場において生態的特性を含めた品種特性の確認を行い、培養変異のチェックを強化する。</p> <p>加工食品用（フライドポテト等）をはじめ用途に応じた新品種等の供給拡大に対応するため、第2期中期計画で導入した急速増殖によるミニチューバーを用いた原原種生産体系の拡大により増殖率を高め、原原種の供給期間の短縮を図る。</p> <p>・原原種の生産見込数量の把握を適時に行い、収穫調製から配布数量決定までの期間の短縮に努めるとともに、生産見込数量を関係道県に早期に提示し、配布数量決定までに係る事務処理の迅速化を図り、配布申請時から配布開始までの期間をばれいしょ1.5か月及びさとうきび2か月以内とする。</p> <p>・原原種の配布先である道県に対し、アンケート調査を毎年実施し、アンケート結果に基づき次年度以降の原原種生産配布に関する改善計画を作成して業務の改善を図るとともに、クレームがあった場合には、適切に対処することにより、アンケート結果で顧客満足度5段階評価の4.0以上を得るよう努める。</p>	<p>なかった。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・原原種生産配布技術指針に基づき、適正なほ場管理、栽培管理を行い品質の維持・向上に努めた結果、ばれいしょ原原種の萌芽率は各年度とも90%以上であった。 ・原原種生産配布技術指針に基づき、適正なほ場管理、栽培管理を行い品質の維持・向上に努めた結果、さとうきび原原種の発芽率は各年度とも80%以上であった。 ・ばれいしょ原原種の培養系母本を基にした急速増殖技術を活用した生産体系において、培養変異をチェックするため原原種段階での比較栽培（23年度から24年度）及び特性調査（25年度から27年度）を実施した。また、品種の純粋性の維持を図る観点から培養系母本の元となる母塊茎の生態的特性を含めた特性確認調査を実施し、品種特性の確認を毎年度行った。 ・新品種の緊急増殖として北海道から要請のあった「コナユキ」（23年度）及び「スノーマーチ」（24年度及び25年度）について、一般の原原種の供給期間より1年短縮して配布した。 ・26年度については、要請がなかった。 ・27年度に北海道において初めて発生が確認されたジャガイモシロシストセンチュウの緊急対応として、同センチュウの抵抗性品種10系統を導入し、ウイルスフリー化に着手した。また、シロシストセンチュウ抵抗性を持つ新品種の早期開発と産地への普及を図るため、27年度補正予算で北海道中央農場のミニチューバーの緊急増殖施設の設置予算を確保した。 ・全国の種ばれいしょ採種道県協議会や各道県で行われる種苗の需給協議会等に参加し、需要動向の的確な把握に努めるとともに、原原種生産農場から定期的に報告される収穫・選別状況等を基に迅速に配布数量の決定を行った結果、配布申請から配布開始までの期間は1.5か月以内であった。 ・さとうきび・甘蔗糖関係検討会や県で開催される種苗対策連絡会議に参加し、需要動向の的確な把握に努めるとともに、原原種生産農場から定期的に報告される生産見込み報告を基に迅速に配布数量決定を行った結果、配布申請から配布開始までの期間は2.0か月以内であった。 ・農協及び道県に対しアンケートを毎年実施し、評価点の低い項目及び指摘事項について全てピックアップし、その対応策について検討を行い次年度の改善計画を作成するとともに、同計画に沿って、業務の改善を着実に実施した。 ・25年度から、業務改善を推進するに当たって、センター内にとどまらず広く実需者からの意見や情報を収集することを目的に、新たに「ばれいしょ原原種及び原種生産に関する北海道連絡会」を発足させ、栽培管理や病害虫対策などの種いも生産を取り巻く状況について意見交換を行い、その結果を踏まえ、ほ場管理やウイルス病の後期感染対策を強化した。 ・26～27年度は原原種ほに黒あし病が発生・検出されたことから、速やかに本所に特別対策チーム、農場に現地対策チームを立ち上げるとともに、採種団体や試験研究機関等の関係者による「ばれいしょの黒あし病に関する検討会」を発足し、発生の経緯や要因の究明、対応策を検討するとともに、再発防止対策として、今後の対応方針を作成し、感染経路の解明についての調査研究を実施した。 ・秋植用では各年度4.0以上であったが、春植用では23年度を除き4.0未満であった。 27年春植用ばれいしょ原原種の顧客満足度が低かった理由は、貯蔵中の萎びや腐敗、配布した原原種の一部に小粒塊茎、傷、打撲等の規格外品の混入及び植付け後の不萌芽が発生したためである。このため、各農場にお 		
--	--	---	--	--	--

	<p>・不測時における食料安全保障への対応として、緊急増殖のためのほ場を確保するとともに国の要請に応じて備蓄を行う。</p> <p>・試験研究機関等との情報交換を密接に行うとともに、育種、栽培技術開発等に必要の調査用種苗の提供を行う。また、試験研究機関等と連携し、有望系統等の段階から母本の無病化、増殖特性の確認等を行うとともに、必要に応じて急速増殖を行うことにより、新品種の開発・普及を支援する。</p> <p>・道県からの申請に応じ、選別による規格分けにより小粒種いもを供給するとともに、大型コンテナ、フレコンバックによる配布を行う。</p> <p>・原原種生産担当者による業務実施上の問題点の早期解決のための検討を行うとともに、専門技術研修等の実施により、原原種生産担当者の業務運営能力の向上を図る。</p> <p>・ばれいしょ及びさとうきびの生産の振興及び適正な流通に資する</p>	<p>いて改善計画を策定し、指摘があった事項等への改善に取り組むとともに、ウイルス病対策として農場周辺の農家ほ場のウイルス病徴株抜き取りへの協力依頼や、環境浄化用種苗の配布の拡大に取り組むなどアンケート調査結果で4.0以上になるよう努めている。</p> <p>・アンケート結果の顧客満足度は23年及び24年の夏植用さとうきびを除き全て4.0以上であった。なお、23年及び24年夏植用さとうきび原原種について評価が低かった理由は、沖縄農場における二度の台風直撃の影響により芽の伸長による荷痛みや不発芽を招き、一部に品質不良の原原種があったためである。</p> <p>・原原種の配布先からのクレーム及び問い合わせについては、本所・農場と配布先との連絡を密にし、確認シートにより必要事項を確認しつつ対応するとともに、各農場に適時適切な指示を行った結果、クレームの相手方の了解を得ることができた。 なお、25年度に十勝農場産「インカのひとみ」に塊茎腐敗及び萌芽不良、胆振農場産「ホッカイコガネ」に萌芽不良の品質問題が発生したことから、現地調査等を実施し、協議の結果、生産不足相当分を一般種苗用として補填を行った。</p> <p>・輪作体系に組み入れられていない草地について、不測時にばれいしょほ場へ転換できるよう管理を行うとともに、農林水産省防災業務計画に基づき、ばれいしょ及び予備貯蔵終了後のそばの備蓄を行った。</p> <p>・国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構北海道農業研究センター、同機構九州沖縄農業研究センター等の試験研究機関と新品種の品種特性、病害検定等に係る情報交換を行った。 また、試験研究機関等からの申請に対し調査用種苗としてばれいしょ及びさとうきびを提供した。</p> <p>・国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構北海道農業研究センター、同機構九州沖縄農業研究センター等の試験研究機関からばれいしょ及びさとうきびの有望育成系統を受け入れ、母本の無病化をばれいしょ41系統、さとうきび56系統、増殖特性の確認をばれいしょ78系統、さとうきび83系統について行った。</p> <p>・小粒種いもの生産・配布について、道県の申請に応じ、選別による規格分けにより「コナフブキ」の小粒(30g～60g)規格を配布した。また、フレコンバックでの配布要望のあった一部の品種について配布した。</p> <p>・種苗生産部長等会議、ミニチューバー生産現地検討会等を開催し、生産コストの低減方策、品質マニュアルの作成、品質管理の維持・向上、業務の点検評価等について検討を行った。</p> <p>・研修計画に基づき、種苗生産専門技術研修等を実施し、研修成果の検証として検査職員としての理解度テストを実施するとともに、ジャガイモシストセンチュウ検診技術に関する技量の確認を行った。さらに、国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構北海道農業研究センターにおいてジャガイモシストセンチュウに関する同定の専門家育成研修を受講させた。</p> <p>・25年度に台風時の事前・事後対応、報告体制等を整備するため新たに台風対策マニュアルを作成した。</p> <p>・26年度に黒あし病が発生・検出されたことを受けて、対応方針を作成するとともに、黒あし病のPCR検査に関する技能確認研修を実施した。</p> <p>・原原種配布終了後、作期ごとに各農場からの配布実績報告書を取りまとめ、定期的に農林水産省に報告を行うとともに、原原種の生産及び配布により得られた情報について随時農林水産省に報告した。</p>		
--	---	--	--	--

<p>(2) 輪作ほ場等を活用した種苗生産</p>	<p>(2) 輪作ほ場等を活用した種苗生産</p>	<p>ため、原原種生産配布業務を実施する中で知り得た情報及び知見について、農林水産省に積極的に提供する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 輪作ほ場、不測時の増殖ほ場等を活用して、災害時の代作用種子として、そばの生産及び予備貯蔵（予備貯蔵量15トン／年度）を実施し、必要に応じて都道府県に配布する。 ・ 公的機関等からの要請に応じて、生食用のみならず加工食品用やバイオ燃料用等早期普及が必要な畑作物等の調査研究用種苗等を生産し、配布する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 災害時の代作用種子として輪作ほ場を活用してそばを生産し、毎年度15トン以上の予備貯蔵を行った。 ・ 道県からの申請に基づき、災害対策用そば種子を配布した。 ・ 国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構果樹研究所からの要請に応じ、同研究所が育成したカンキツ新品種の早期普及を図るため、同研究所から委託事業「カンキツ新品種母樹増殖」を受託し、雲仙農場においてカンキツ2品種の母樹増殖を開始した。 		
---------------------------	---------------------------	---	--	--	--

4. その他参考情報 s

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
第2-4	調査研究業務の質の向上		
業務に関連する政策・施策	農業・農村における6次産業化の推進	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	独立行政法人種苗管理センター法 第十条四
当該項目の重要度、難易度	－	関連する政策評価・行政事業レビュー	行政事業レビューシート事業番号：0024

2. 主要な経年データ													
①主要なアウトプット（アウトカム）情報								②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
指標等	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度		23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
DNA品種識別マニュアル作成及び妥当性確認	6種類程度	－	0種類	0種類	1種類	2種類	3種類	予算額（千円）	45,831	45,191	44,694	44,933	44,484
								決算額（千円）	22,963	22,894	18,744	17,642	12,609
								経常費用（千円）	76,928	72,118	50,125	54,951	44,220
								経常利益（千円）	76,959	72,128	50,125	54,951	44,220
								行政サービス実施コスト（千円）	76,959	72,116	50,125	54,951	42,622
								従事人員数	7	6	5	5	4

3. 中期目標期間に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
中期目標	中期計画	主な評価指摘	法人の業務実績・自己評価	主務大臣による評価			
				(見込評価)		(期間実績評価)	
業務に係る技術に関する調査及び研究 (1)「新たな農林水産省知的財産戦略」に即したDNA品種識別技術の開発	業務に係る技術に関する調査及び研究 (1)「新たな農林水産省知的財産戦略」に即したDNA品種識別技術の開発	<p><評価の視点> 調査研究業務の質を向上させること。</p> <ul style="list-style-type: none"> DNA分析による品種類似性試験の対象植物を6種類程度拡大するため、技術開発を行うとともに、実用化段階にあるDNA品種識別技術について品種識別マニュアルを作成しセンター内の妥当性確認を行う。 農産物の加工品におけるDNA品種識別技術の実用化を行い、マニュアル化する。 	<p>評価 B 業務実績：－</p> <ul style="list-style-type: none"> 26年度までに、DNA分析による品種類似性試験の対象植物の拡大のための情報収集と課題の整理を行い、対象とする6種類の植物を選定した。 ひまわり、とうもろこし、カーネーション、りんご、ばれいしょ及びパイナップルについて、DNA品種識別技術の妥当性を確認し、DNA分析による品種類似性試験の対象に追加した。 23年度に妥当性が確認された茶の品種識別マニュアルにより実証試験を実施し、茶加工品（製茶）を品種類似性試験に導入した。 なお、種苗法第2条第4項の政令で定める加工品のうち、茶を除く小豆、いぐさ及び稲は、第2期までに品種識別技術のマニュアル化がなされている。 	評価	B	評価	B
				<p><評定に至った理由> ・全ての項目において評価指標を満たしており、特に以下は良く達成された。 ・DNA品種識別についてはマニュアル化に加えて品種類似性試験の対象に加えられた。 ・種子伝染性病害の検査手法実用化については、3種類程度の計画に対し7種類の病害を検査対象に追加した。 27年度計画においても上記取組は継続されることから、中期計画は達成が見込まれる。</p>	<p><評定に至った理由> ・全ての項目において評価指標を達成している。 ・DNA品種識別技術については、対象とした6作物について、妥当性確認を終了し品種類似性試験の対象植物へ追加している。 ・種子伝染性病害の調査についても対象病害について依頼検査に追加し実用化を果たしている。</p> <p><業務運営上の課題> ・27年度補正予算にて整備されるばれいしょ植物工場へ、開発された施設内生産技術を活用されたい。</p>		

<p>(2) 国際的な種子流通の活性化に対応した種子伝染性病害の検査技術の確立</p> <p>(3) コスト低減と品質の向上のための原原種生産技術の開発</p>	<p>(2) 国際的な種子流通の活性化に対応した種子伝染性病害の検査技術の確立</p> <p>(3) コスト低減と品質の向上のための原原種生産技術の開発</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・エンドモザイク病等の重要な種子伝染性病害(3病害程度)について、簡易かつ信頼性の高い検査法を実用化する。 ・ばれいしょのミニチューバー及びさとうきびの側枝苗の生産効率を高めるための技術を開発する。 ・ジャガイモYモザイク病欧州型えそ系統の系統判別、ジャガイモやせいも病等の検定手法を実用するとともに、輪腐病のPCR検定技術を確認する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・エンドモザイク病の種子検査法を実用化した。(依頼検査項目に追加) ・ウリ科果実汚斑細菌病(BFB)について、スイカ、メロン、キュウリ、カボチャ、ユウガオ、ニガウリ及びトウガンの種子検査法を実用化した。(依頼検査項目に追加) ・スイカ緑斑モザイクウイルス(CGMMV)について、メロンの種子検査法を実用化した。(依頼検査項目に追加) ・ばれいしょミニチューバー生産技術のうち、養液栽培による施設内生産技術について、パーミキュライト培地厚を現行3cmから1~2cmに減らすことで収穫作業の効率化と増殖率の向上効果が見られたことから、実際のミニチューバー生産現場で培地厚を減らして実証調査を行い、早生~晩生の多品種について、増殖率、栽培期間等の品種間及び年度間比較を行った。その結果、早生品種を多く配置した網室のみ長日処理を行った26年度が概して増殖率が高く、10g以上のミニチューバー生産個数が最も多く、全品種の栽培終了が最も早かった。また、婦恋方式の養液栽培、エアロポニックス及び2方式折衷方式で増殖率の比較を行い、データ蓄積を図った。その結果、エアロポニックスの増殖率が高いと考えられた。 ・固相培地を用いない新たな簡易養液栽培法によるミニチューバー生産技術を目指し、養液栽培による生産力を調査した結果、短期間で現行に近い増殖率が得られ、3g程度の小粒ミニチューバー収穫でさらに大きな増殖率が見込まれた。また、小粒ミニチューバーを種いもとしても、は種密度を高めることで実用上の生産力確保が可能と考えられた。 ・器内培養苗の培養技術について、生育障害の発生が培養温度、光強度、通気条件に影響されることを明らかにし、これら培養条件への適応範囲の広狭(培養管理の難易)に応じて40品種を4つにグループ分けした。また、培養室の培養条件を変更することで多くの品種で生育障害の抑制効果があることを実証した。このほか、蛍光灯の代替光源としてLEDが利用可能であることを確認した。 ・器内培養苗の定植後の生育障害防止を目的として養液栽培に適した幼苗順化法を開発するため、順化期間の温度条件に対する順化後の幼苗の生理的变化を比較した結果、順化期間中の低温は幼苗の生育抑制と塊茎形成に影響を与えることが推察された。 ・以上の成果により、ミニチューバーの生産性と品質の向上のための技術確立が図られた。また、これらの成果を基に、ばれいしょミニチューバー生産マニュアルを作成した。 ・さとうきび側枝苗の生産技術について、母木の1節苗形態による側枝苗生産方法が、春期・夏期ともに現行法(地上部6節の母木法)より苗揃いが良く、短期間で高い増殖率が得られることを主要品種について確認した。また、培地と栽培管理の改善により、一層の増殖率向上と安定が図られた。さらに、これらの成果を基に、さとうきび新品種の緊急増殖のための側枝苗生産マニュアルを作成した。 ・ジャガイモYウイルス(PVY)の病徴が見られる葉についてマルチプレックスPCRで系統識別を行った結果、Eu-PVYNTN(欧州型えそ系統)、NA-PVYN(北米型)、PVYO(普通系統)の3系統を識別できた。また、北海道中央農場(原原種ほ場)及び配布先(原種ほ場等)ではEu-PVYNTNの罹病率が高く、近年、中央農場周辺は主にEu-PVYNTNに汚染されていること、栽培期間中の病株抜取りで病株を除去しきれっていないことが明らかとなった。これらから、PVY系統識別が可能になり、Eu-PVYNTNの系統判別法が実用化された。 ・横浜植物防疫所よりばれいしょ塊茎からジャガイモやせいもウイルス(PSTVd)を含むポスピウイルス属全10種中8種を検出するプライマーを用いる検出方法を導入し、検定マニュアルを作成し、北海道中央農場に技術移転を行った。さらに文献調査により9種を検出するプライマー情報を得て、PSTVdの非感染性RNAの特定領域が増幅することを確認した。また、トマト種子からPSTVdを検出する方法を確認し、マニュアルを作成した。 ・輪腐病の検定手法については、ばれいしょ塊茎及び生育中の根部に病原細 		
--	--	--	--	--	--

	(4) 調査研究能力の向上	(4) 調査研究能力の向上	<ul style="list-style-type: none"> ・調査研究実施者による検討会、先進的な技術の導入に係る専門技術研修等を実施することにより、調査研究実施者の調査研究能力の向上を図る。 	<p>菌を接種することで罹病塊茎の作出に成功した。しかし、これを用いて増菌培地を検討中の26年度に、ばれいしょ原種生産ほ場でジャガイモ黒あし病の発生が確認され、その対策を優先させるため、本調査は中止することとなり、PCR検定技術の確立には至らなかった。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・黒あし病については、27年度から農林水産省の農林水産業・食品産業科学技術研究推進事業を活用した黒あし病対策課題に参画し、農研機構北海道農業研究センター、北海道立総合研究機構十勝農業試験場等との共同研究を開始した。 ・毎年度、ばれいしょ関係の調査研究実施者による成果発表・検討会を北海道中央農場で開催するとともに、25年度からは本所実施課題についても本所で発表会を開催したほか、調査研究課題に関連する学会、研究会、シンポジウム、研修会等に参加した。 		
--	---------------	---------------	--	--	--	--

4. その他参考情報

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
第2-5	種苗に係る情報の提供等		
業務に関連する政策・施策	農業・農村における6次産業化の推進	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	独立行政法人種苗管理センター法 第十条五
当該項目の重要度、難易度	－	関連する政策評価・行政事業レビュー	行政事業レビューシート事業番号：0024

2. 主要な経年データ													
①主要なアウトプット（アウトカム）情報								②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
指標等	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度		23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
アグリビジネス創出フェアにおける来場者数	－	－ (参加実績なし)	206人	496人	542人	605人	920人		予算額(千円)				
外国からの派遣要請に基づく職員の派遣実績	－	2人	7人	5人	9人	5人	2人		決算額(千円)				
外国からの要請に基づく研修員の受入実績	－	56人	35人	89人	49人	15人	1人		経常費用(千円)				
									経常利益(千円)				
									従事人員数(人)				

3. 中期目標期間に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
中期目標	中期計画	主な評価指摘	法人の業務実績・自己評価	主務大臣による評価			
				(見込評価)		(期間実績評価)	
種苗に係る情報の収集、整理及び提供並びに技術指導 (1)栽培試験に係る情報の収集及び整理を行い、品種登録出願者への情報提供の充実を図る。 (2)農山漁村の6次産	種苗に係る情報の収集、整理及び提供並びに技術指導 (1)栽培試験に係る情報の収集及び整理を行い、品種登録出願者への情報提供の充実を図る。 (2)農山漁村の6次産	<評価の視点> 種苗に係る情報提供の質を向上させること。 ・品種登録出願者等にホームページ等を通じて、主要な植物の特性調査のための栽培方法、植物別の担当農場及び栽培試験における種苗の送付形態等の栽培試験に係る情報を提供する。 ・種苗管理センターが保有するリアルエレンスコレクション等について、	評定 B 業務実績：種苗管理センター第3期中期計画の業務実績に関する自己評価結果の付表の第2-5のとおり。 ・種苗管理センターのホームページにおいて、栽培試験業務の概要及び主要な植物の特性調査のための栽培方法、植物別の担当農場を示すとともに、栽培試験における種苗の送付形態等の情報について、新たに104種類の情報を追加し閲覧できるようにした。また、農林水産省品種登録ホームページとのリンクにより、種類別審査基準等の情報を提供した。 ・各年度において、6次産業化の促進に向けた 在来品種の活用に関する相談23件に対して、商品開発、種苗の入手先情報等のアドバイスを行った。	評定	B	評定	B
				<評定に至った理由> ・種苗に関する総合的な知見を活かして、講演や研修、技術指導等、広く情報提供が行われており、全ての項目において評価指標を達成している。		<評定に至った理由> ・種苗に関する総合的な知見を活かして、講演や研修、技術指導等、広く情報提供が行われており、全ての評価項目において評価指標を達成している。 ・ばれいしよやさとうきび品種について種苗を生産する観点からの情報提供・講演を行うなど、専門性を活かした情報提供が行われている。 ・農林水産省が主催したアグリビジネス創出フェアや各農場において一般公開を行うなど広く情報提供に努めている	

<p>業化を推進する観点から、センターが保有するリファレンスコレクション等について、必要な情報の提供を行う。</p> <p>(3) 種苗業者に対し、技術講習会の開催等により、技術指導を行う。</p> <p>(4) ばれいしょ、さとうきび種苗生産者等に対する技術情報の提供を行う。</p> <p>(5) 調査研究成果について、専門誌、ホームページ等での情報提供を行う。</p> <p>(6) 外国からの専門家派遣要請に基づき、職員を当該国へ派遣し、技術指導を行う。また、海外研修員の受入れ及び研修を実施する。</p>	<p>業化を推進する観点から、センターが保有するリファレンスコレクション等について、必要な情報の提供を行う。</p> <p>(3) 種苗業者に対し、技術講習会の開催等により、技術指導を行う。</p> <p>(4) ばれいしょ、さとうきび種苗生産者等に対する技術情報の提供を行う。</p> <p>(5) 調査研究成果について、専門誌、ホームページ等での情報提供を行う。</p> <p>(6) 外国からの専門家派遣要請に基づき、職員を当該国へ派遣し、技術指導を行う。また、海外研修員の受入れ及び研修を実施する。</p>	<p>6次産業化を推進する観点から、加工適性等の品種特性概要及び入手先等の情報提供を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・種苗業者に対しホームページ等を通じて、発芽検査方法、病害検査方法等の種苗検査に係る情報を提供する。また、必要に応じて技術講習会の開催、種苗業者が行う研修会等への職員の派遣等により、民間における検査技術の向上を支援する。 ・センターが生産及び配布する原原種の検定結果及び品種特性等の技術情報について、ホームページや配布先調査等を通じて種苗生産者等にきめ細やかな情報提供を行う。また、要望に応じて職員を技術講習会等に派遣し、技術指導を行う。 ・センターが行った調査研究結果について、関連する専門誌や一般誌等への掲載を行うとともに、学会、ホームページ等を通じて情報提供を行う。 ・プロジェクト協力等へ積極的に参画するとともに、外国から専門家派遣要請があった場合、要請の内容に即した適切な職員を当該国へ派遣する。また、農林水産省及び独立行政法人国際協力機構と協力しながら海外研修員の受入れ及び研修を実施する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・農林水産省が主催したアグリビジネス創出フェアにおいて、6次産業化を支援するため、品種保護活用相談窓口を会場に設置し、センターが生産配布しているばれいしょ原原種の全ての品種や在来品種を展示し、これらを参考に6次産業化への活用事例の紹介等を行った。 ・種苗業者に対しホームページ等を使用し、指定種苗の表示検査及び集取種子の検査結果概要や依頼検査に関する情報提供をした。また、種苗業者からの要望に応じ、技術講習会を開催した。 ・種苗管理センターのホームページに次の事項を引き続き掲載し、必要に応じ内容を更新した。 新品種紹介パンフレット ばれいしょ品種の形態及びウイルスの病徴 ばれいしょ原原種及びさとうきび原原種アンケート調査結果 種ばれいしょの検定結果 シストセンチュウ検診結果 ジャガイモモップトップウイルス（PMTV）土壌等調査結果 ・配布先調査や各地で開催された講習会等において、病害検定技術等について指導を行うとともに、採種団体等との情報共有を図る観点から、「ばれいしょ原原種及び原種生産に係る北海道連絡会」を開催し、栽培管理、検定技術等に関する意見交換を行った。 ・さとうきびについては、無病性の確保に向けた技術指導に協力するとともに、生産者に対し病害虫まん延防止対策の徹底を促すパンフレットを春食用の出荷に合わせて配付した。 ・センターが行った調査研究成果を学会等で発表するとともに学会誌等に掲載したほか、ホームページに重点調査研究課題の成果の概要を掲載した。 ・JICAからの要請に基づき、各プロジェクトの専門家及び調査団員として延べ17名の職員を派遣した。また、台湾種苗改良繁殖場及び台湾農業試験場からの要請に基づき、現地での会合における講演、植物品種保護や種苗検査業務に関する意見交換及び技術協力に係る覚書の締結、日中農業科学技術交流グループ訪中考察団及び農林水産省委託事業などに職員を延べ16名派遣した。 ・JICAからの要請に基づき、集団研修や国別研修を実施し、157名の研修員を受け入れた。 ・また、来日する視察団や調査団及び種苗管理センター業務に関連する海外機関からの来訪者等の要請に基づき、視察等に92名を受け入れた。 		
---	---	--	---	--	--

4. その他参考情報

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
第2-6	遺伝資源業務の質の向上		
業務に関連する政策・施策	農業・農村における6次産業化の推進	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	独立行政法人種苗管理センター法 第十条3
当該項目の重要度、難易度	－	関連する政策評価・行政事業レビュー	行政事業レビューシート事業番号：0024

2. 主要な経年データ													
①主要なアウトプット（アウトカム）情報								②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
指標等	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度		23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
栄養体保存点数	－	11,144点	11,301点	11,138点	11,185点	11,235点	11,268点		予算額（千円）	0	0	0	0
種子再増殖点数	－	901点	816点	636点	633点	744点	704点		決算額（千円）	9,107	9,562	7,653	9,253
特性調査点数	－	21,754点	20,054点	14,355点	10,652点	11,916点	12,338点		経常費用（千円）	262,273	237,456	257,200	239,062
小麦播性点数	－	3,000点	3,000点	3,000点	3,000点	3,000点	3,285点		経常利益（千円）	262,273	237,456	257,200	239,062
									行政サービス実施コスト（千円）	219,053	198,098	218,091	198,609
									従事人員数（人）	23	23	23	24
													25

3. 中期目標期間に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
中期目標	中期計画	主な評価指摘	法人の業務実績・自己評価	主務大臣による評価			
				(見込評価)		(期間実績評価)	
農作物に関する技術上の試験及び研究の素材となる植物の保存及び増殖 (1) ジーンバンク事業の確実な実施	農作物に関する技術上の試験及び研究の素材となる植物の保存及び増殖 (1) ジーンバンク事業の確実な実施	<p><評価の視点> 遺伝資源業務の質を向上させること。</p> <p>・独立行政法人農業生物資源研究所が実施するジーンバンク事業の計画に沿って、植物遺伝資源の保存・再増殖、特性評価、保存種子の発芽</p>	<p>評定 B 業務実績：種苗管理センター第3期中期計画の業務実績に関する自己評価結果の付表の第2-6参照</p> <p>・農業生物資源ジーンバンク事業計画に基づき、植物遺伝資源の栄養体 42種 683点の受入れを行い、植物遺伝資源の保存11,268点、種子再増殖3,533点、特性調査69,315点、小麦・大麦播性調査15,285点を実施した。また、植物遺伝資源を76件332点配布した。</p>	評定	B	評定	B
				<p><評定に至った理由></p> <p>・栄養体植物遺伝資源の保存等を担当するサブバンクとして、植物遺伝資源の保存・再増殖、特性評価、保存種子の発芽率の調査、遺伝資源の保存に関する調査等が実施されている。</p> <p>・センターが有する遺伝資源植物の保存・増殖技術や、品種特性分析手法について、その活用を図ることとし、遺伝資源へのアクセスと利益配分に関する会議</p>		<p><評定に至った理由></p> <p>・栄養体植物遺伝資源の保存等を担当するサブバンクとして、植物遺伝資源の保存・再増殖、特性評価、保存種子の発芽率の調査、遺伝資源の保存に関する調査等が実施されている。</p> <p>・センターが有する遺伝資源植物の保存・増殖技術や、品種特性分析手法について、その活用を図ることとし、遺伝資源へのアクセスと利益配分に関する会議等に職</p>	

<p>(2) 生物多様性条約第10回締約国会議に関する取組</p>	<p>(2) 生物多様性条約第10回締約国会議に関する取組</p>	<p>率の調査、遺伝資源の保存に関する調査等を行う。その実施に当たっては、気象災害等による保存植物の滅失を防ぐため、重要度の高い植物については、ほ場における保存に加え、施設内においても保存するなど、保存体制の強化を図る。</p> <p>・遺伝資源保存業務担当者による遺伝資源保存業務実施上の問題点の早期解決のための検討を行うとともに、専門技術研修等の実施、センターバンク等の専門家等からの意見の聴取及び栽培・特性調査マニュアルの作成により、遺伝資源保存業務担当者の業務運営能力の向上を図る。</p> <p>独立行政法人農業生物資源研究所からの委託に基づき、海外から導入するばれいしょについて、ウイルス病等の無毒化事業を実施する。</p> <p>・生物多様性条約第10回締約国会議において議決された名古屋議定書の円滑な推進に向け、センターが有する遺伝資源植物の保存・増殖技術や、品種特性分析手法について、その活用を図ることとし、農林水産省からの要請に基づき、遺伝資源へのアクセスと利益配分に関する会議等に職員を派遣する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・種苗管理センターでは栽培管理の難しい植物、滅失のおそれのある植物、他のサブバンク等で保存していない植物を「重要度の高い植物」として農場内で二重保存を実施するなど、自主的に管理を強化した。 ・24年度にかんしょ等の一部品種・系統の滅失が確認されたことを受けて、QMSに基づき、「植物遺伝資源の保存増殖管理に関する手順書」を策定し、その方針に沿って植物の現存確認や記録管理の徹底を図るとともに、業務の進行管理におけるチェック体制を強化した。 ・遺伝資源専門技術研修及び同担当者会議を開催し、業務の点検評価を実施するとともに、品質マニュアルに基づく手順書に沿った保存増殖業務の進行管理や現存確認などの各作業進捗状況を確認した。 ・11種類の栽培・特性調査マニュアルを作成した。作成に当たっては、必要に応じてアドバイザーを招聘して現地検討会を開催し、栽培及び特性調査方法について技術向上を図った。 ・委託はなかった。 ・農林水産省からの要請に基づき、23年度にカナダ、24年度にインドで開催された名古屋議定書政府間委員会に職員を派遣した。 ・また、25年度に農林水産省からの事業を受託した公益社団法人農林水産・食品産業技術振興協会から、「平成25年度海外植物遺伝資源アクセス円滑化事業に係る遺伝資源特性調査」を受託し、エリンギウム（本所）、かぼちゃ（西日本）及びにがうり（沖縄）の遺伝資源について特性調査を実施した。 	<p>等に職員が派遣されている。</p>	<p>員を派遣している。</p>
-----------------------------------	-----------------------------------	---	---	----------------------	------------------

4. その他参考情報

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
第3-1	経費（業務経費及び一般管理費）節減		
当該項目の重要度、難易度	—	関連する政策評価・ 行政事業レビュー	行政事業レビューシート事業番号：0024

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最 終年度値等)	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、 必要な情報
一括調達の実績	—	5件 32,406千円	6件 30,891千円	3件 21,952千円	4件 15,670千円	6件 38,725千円		
機器等のレンタル実績	—	26件 3,985千円	18件 2,806千円	14件 2,907千円	18件 2,451千円	15件 2,756千円		

3. 中期目標期間に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
中期目標	中期計画	主な評価指摘	法人の業務実績・自己評価	主務大臣による評価			
				(見込評価)		(期間実績評価)	
財務内容の改善に関する事項 適切な業務運営を行うことにより、収支の均衡を図る	経費(業務費及び一般管理費)節減に係る取組 第3-1 予算、収支計画及び資金計画 1 予算 平成23年度～平成27年度予算 (略) 2 収支計画 平成23年度～平成27年度収支計画 (略) 3 資金計画 平成23年度～平成27年度資金計画 (略)		<p>評定 B 業務実績：種苗管理センター第3期中期計画の業務実績に関する自己評価結果の付表の第3-1～7参照</p> <ul style="list-style-type: none"> 支出の節減に当たり、次の事項に積極的に取り組んだ。 契約について、競争入札を原則として競争性を高めるとともに、本所に対応可能な契約は、全て本所で実施することにより効率化を図った。また、農業資材等については使用時期及び納入場所を勘案し、全国分を本所で取りまとめ計画的な契約を行った。 水道光熱費及び通信運搬費について継続した節減目標を立て、全農場へ情報提供を行い節減意識を高め効率化を図るとともに、宿泊バックの原則利用による出張旅費の節減に努めた。 中期計画期間中の施設整備費補助金による工事14件、運営費交付金で施工した工事9件及び農場等集約整備経費で施工した工事4件について、全て工事契約を自主施工とした。 各農場の遊休機械の機能等を調査し、他の農場に管理換することにより有効利用を図った。 	評定	B	評定	B
				<評定に至った理由> ・競争入札の推進、資材の取りまとめ契約、施設整備の自主施行、遊休機械の有効利用など節減に係る取組が継続的に行われており、運営費交付金は効率的に使われている。	<評定に至った理由> ・競争入札の推進、資材の取りまとめ契約、施設整備の自主施行、遊休機械の有効利用など節減に係る取組が継続的に行われており、運営費交付金は効率的に使われている。		

4. その他参考情報

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
第3-2	法人運営における資金の配分状況		
当該項目の重要度、難易度	—	関連する政策評価・ 行政事業レビュー	行政事業レビューシート事業番号：0024

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最 終年度値等)	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、 必要な情報

3. 中期目標期間に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
中期目標	中期計画	主な評価指摘	法人の業務実績・自己評価	主務大臣による評価			
				(見込評価)		(期間実績評価)	
				評価	B	評価	B
財務内容の改善に関する事項 適切な業務運営を行うことにより、収支の均衡を図る	経費(業務費及び一般管理費)節減に係る取組 第3-2 法人運営における資金の配分状況 1 予算 平成23年度～平成27年度予算 (略) 2 収支計画 平成23年度～平成27年度収支計画 (略) 3 資金計画 平成23年度～平成27年度資金計画 (略)		<p>評価 B</p> <p>業務実績：—</p> <p>・事業費の配分については、合理性、効率性の観点から予算配分の考え方を作成し、これに基づき各業務の事業量をベースに各農場等の業務の実施状況等も勘案した上で、実行予算の計画を作成してきたところである。また、機械・器具の整備に必要な経費については、本所において各農場の業務の実施状況等を点検・精査し配分を行った。</p>	<p>評価</p> <p>B</p> <p><評価に至った理由> ・予算配分の考え方を作成し、業務量とその実施状況を勘案して予算実行計画が作成されている。また、機械・器具の整備に必要な経費については、本所において、農場からの個々の要求内容を精査し、センター予算全体を調整したうえで配分する方式により、選択と集中が可能となっている。</p>	<p>評価</p> <p>B</p> <p><評価に至った理由> ・予算配分の考え方を作成し、業務量とその実施状況を勘案して予算実行計画が作成されている。また、機械・器具の整備に必要な経費については、本所において、農場からの個々の要求内容を精査し、センター予算全体を調整した上で配分する方式により、選択と集中が可能となっている。</p>		

4. その他参考情報

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
第4	短期借入金の借入に至った理由等		
当該項目の重要度、難易度	—	関連する政策評価・ 行政事業レビュー	行政事業レビューシート事業番号：0024

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最 終年度値等)	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、 必要な情報

3. 中期目標期間に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
中期目標	中期計画	主な評価指摘	法人の業務実績・自己評価	主務大臣による評価			
				(見込評価)		(期間実績評価)	
—	短期借入人の限度額 4億円 (想定される理由) 運営費交付金の受け入れの遅延又は自己都合退職等による退職手当の不足。	—	評価 — 業務実績：— ・短期借入金を借り入れる事態は生じなかった。	評価	—	評価	—
				—		—	

4. その他参考情報

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
第5	不要財産の処分等に関する計画		
当該項目の重要度、難易度	—	関連する政策評価・ 行政事業レビュー	行政事業レビューシート事業番号：0024

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最 終年度値等)	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、 必要な情報

3. 中期目標期間に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
中期目標	中期計画	主な評価指摘	法人の業務実績・自己評価	主務大臣による評価			
				(見込評価)		(期間実績評価)	
				評価	B	評価	B
—	不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産の処分に関する計画	ばれいしょ生産業務を廃止したことに伴う八岳農場における不要施設は国への返納を含め検討する。	<p>評価 B 業務実績：—</p> <p>・ばれいしょ生産業務を廃止したことに伴う八岳農場の不要施設の処分については、不要資産となる建物・設備の設置場所が借地であり、借地の土地賃貸借契約を解約する場合には、原状回復（更地）することとなっている。しかしながら、原状回復（更地）するには相当の費用が必要なため、不要資産となる建物等を解体撤去することなく借地保有者に売却することも考慮に入れた段階的な借地等返還計画を借地保有者に提案し、協議を進めてきたが、借地保有者からの購入希望がないという意向を示されたことから、不要施設の解体予算を確保し借地を更地にした上で、段階的な借地返還を進めることとした。</p>	<p>評価</p> <p><評価に至った理由> ・対応方針に基づいた検討が進められている。</p>	B	<p>評価</p> <p><評価に至った理由> ・対応方針に基づいた検討が進められている。</p>	B

4. その他参考情報

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
第6	重要な財産の譲渡等の計画		
当該項目の重要度、難易度	—	関連する政策評価・ 行政事業レビュー	行政事業レビューシート事業番号：0024

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最 終年度値等)	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、 必要な情報

3. 中期目標期間に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
中期目標	中期計画	主な評価指摘	法人の業務実績・自己評価	主務大臣による評価			
				(見込評価)		(期間実績評価)	
				評定	B	評定	B
—	第5に係る財産以外の重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画	金谷農場牧之原分室（静岡県牧之原市、13,470.65㎡）を売却する。なお、センター業務を引き続き円滑に実施するため、売却収入により業務に必要な施設、機械等を整備する。	<p>評定 B 業務実績：金谷農場牧之原分室（静岡県牧之原市、13,470.65㎡）を売却した。</p> <ul style="list-style-type: none"> 金谷農場牧之原分室敷地の売却については、26年11月に売却手続きが全て完了した。 また、金谷農場牧之原分室敷地の売却収入等による栽培試験業務に必要な施設、機械等の整備については、整備計画書を作成し計画に沿って実施した。 北海道中央農場敷地を横断している市道の改築計画により敷地の一部（995.11㎡）について北広島市からの取得要望については、27年5月に売却手続きが全て完了した。 <p>なお、売却収入については全て国庫納付とした。</p>	<p><評定に至った理由> ・計画どおりに施設・機械等の整備が進められている。また、中期計画期間途中に要望が発生した案件にも適正に取り組まれている。</p>		<p><評定に至った理由> ・計画どおりに施設・機械等の整備が進められている。また、中期計画期間途中に要望が発生した案件にも適正に取り組まれている。</p>	

4. その他参考情報

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
第7	剰余金の使途		
当該項目の重要度、難易度	—	関連する政策評価・ 行政事業レビュー	行政事業レビューシート事業番号：0024

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最 終年度値等)	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、 必要な情報

3. 中期目標期間に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
中期目標	中期計画	主な評価指摘	法人の業務実績・自己評価	主務大臣による評価			
				(見込評価)		(期間実績評価)	
—	剰余金の使途 業務の高度化・効率化に必要な栽培試験用温室、ばれいしょ増殖温室等の施設、ばれいしょ収穫機、選別機等の機械の更新等のための経費に充当する。	—	評定 — ・目的積立金の該当なし。	評定	—	評定	

4. その他参考情報

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
第8-1	施設及び整備に関する計画		
当該項目の重要度、難易度	—	関連する政策評価・ 行政事業レビュー	行政事業レビューシート事業番号：0024

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最 終年度値等)	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、 必要な情報

3. 中期目標期間に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
中期目標	中期計画	主な評価指摘	法人の業務実績・自己評価	主務大臣による評価			
				(見込評価)		(期間実績評価)	
				評定	B	評定	B
—	施設及び整備に関する計画 業務の適切かつ効率的な実施の確保のため、業務実施上の必要性及び既存の施設・設備の老朽化等に伴う施設及び設備の整備・改修等を計画的に行う。(表略)		評定 B 業務実績：—。 ・業務の適切かつ効率的な実施の確保のため、業務実施上の必要性及び既存の施設・設備の老朽化等に伴う施設及び設備の整備・改修等を計画的に行った。	<評定に至った理由> ・施設・機械・器具の整備については、本所において、農場からの個々の要求内容を精査し、必要度に応じセンター全体を調整した上で行われている。		<評定に至った理由> ・施設・機械・器具の整備については、本所において、農場からの個々の要求内容を精査し、必要度に応じセンター全体を調整した上で行われている。	

4. その他参考情報

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
第8-2	職員の人事に関する計画		
当該項目の重要度、難易度	—	関連する政策評価・ 行政事業レビュー	行政事業レビューシート事業番号：0024

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最 終年度値等)	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、 必要な情報
各期末の常勤職員数	—	302人 (期初)	298人	294人	294人	294人	295人	
職員の採用推移数	—	Ⅱ種農学8名	Ⅱ種農学1名	Ⅱ種農学6名	Ⅱ種農学5名 Ⅲ種行政2名	Ⅱ種農学4名	Ⅱ種農学8名 Ⅲ種行政1名	
他機関との人事交流の推移数	—	転入18名 転出20名	転入17名 転出22名	転入22名 転出21名	転入19名 転出18名	転入15名 転出11名	転入9名 転出9名	

3. 中期目標期間に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
中期目標	中期計画	主な評価指摘	法人の業務実績・自己評価	主務大臣による評価			
				(見込評価)		(期間実績評価)	
—	<p>職員の人事に関する計画 (1)方針</p> <p>ア 既存業務の効率化を推進することによる人員の適正な配置を進める。 イ 栽培試験対象植物の拡大、種苗検査項目の拡大等、新たな課題への対応に必要な人員を確保する。</p> <p>(2)人員に関する</p>	<p>ア 既存業務の効率化を推進することによる人員の適正な配置を進める。 イ 栽培試験対象植物の拡大、種苗検査項目の拡大等、新たな課題への対応に必要な人員を確保する。</p>	<p>評価 B 業務実績：種苗管理センター第3期中期計画の業務実績に関する自己評価結果の付表の第7-2参照。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・管理部門は、本所と農場の事務分担の見直しを含め効率化を一層の推進を目的として、23年度は北海道中央農場管理課及び鹿児島農場会計係を廃止し、契約・資産業務についての専門事項に対応するため管理部会計課に経理専門役の新設と、労務管理及び人事管理事務の強化のため本部総務課の労務専門役の課長補佐への振り替えを実施した。 ・24年度は西日本農場の管理課長、北海道中央農場の総務係主任、胆振農場の会計係長及び上北農場の会計係長を廃止し、新たな人事評価制度及び諸手当認定事務の本所一元化に対応するため、本所の総務課に人事専門役を新設した。 ・25年度は沖縄農場の会計係長を廃止し、施設整備事務等の実施体制を強化するため、本所の会計課に営繕係長を新設した。 ・26年度及び27年度は国の出先機関及び他の独法との事務職員の人事交流を実施し、適正な人員配置を行うとともに、国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構法の改正に伴い4法人が統合し研究開発型の法人とすることとされたことを踏まえ、各法人の理事長及び副理事長から成る4法人統合準備委員会において新法人の新たな体制等を検討したほか、種苗管理センターの役員、本所部課室長等及び農場長等から成る組織体制検討委員会において統合に向けた取組及び統合後の種苗管理業務等に係る所要の検討を行った。 ・23年度から27年度までの5か年で管理部門では4名を削減した。 <p>・業務部門の要員の合理化に努める一方、23年度は病害検査の実施体制を強</p>	<p>評価 B</p> <p>＜評定に至った理由＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・業務量の変化に伴った人事配置が行われている。 ・平成28年度4月の4独法統合に向けて準備が進められている。 ・人事院勧告等に基づいた給与体系の維持に努められている。 ・業務の継続性を勘案した研修の実施や新規職員採用が行われている。 <p>＜その他事項＞ (有識者の意見)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・センターでは人員削減の影響を受けて、ばれいしょウイルス病を肉眼判別できるような熟練スタッフの育成が滞っていると考えますので、人材の確保及び養成について早急にご検討ください。 	<p>評価 B</p> <p>＜評定に至った理由＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・業務量の変化に伴った人事配置が行われている。 ・平成28年度4月の4独法統合が滞りなく行われた。 ・人事院勧告等に基づいた給与体系の維持に努められている。 ・業務の継続性を勘案した研修の実施や新規職員採用が行われている。 		

	<p>る指標</p> <p>(3) 人材の確保・養成</p>	<p>相当数を上回らないものとする。 (参考) 期初の常勤職員数 302人</p> <p>ア 職員の採用については、センター業務を遂行する上で必要となる技術等に対応した試験区分の国家公務員採用試験合格者を中心として行う。</p> <p>イ 種苗行政との連携並びに業務の高度化及び専門化に対応するため、行政部局、他の独立行政法人等との人事交流を計画的に実施する。</p> <p>ウ 職員の技術水準及び事務処理能力の向上等を図るための研修等の受講、必要な資格の取得等を計画的に進め、人材の育成を図る。</p> <p>エ センター業務の効率化やサービスの向上、業務の円滑な実施等に多大な貢献を行った職員に対しその功績を表彰する。</p>	<p>化するため病害検査室を新設した。</p> <ul style="list-style-type: none"> 24年度は本所の種苗検査課において輸出種子等の放射能濃度の測定業務の人員を確保するとともに、ばれいしょ原原種生産について十勝農場におけるミニチューバー生産を北海道中央農場に集約化するため北海道中央農場の人員を強化し、これに伴い十勝農場の生産指導監を廃止し、調査役を新設した。また、種苗管理センターが有する遺伝資源植物の利用により生じる利益の公正かつ公平な配分や持続可能な利用を促進するため、兼務を活用して本所の種苗生産課に遺伝資源アクセスチームを新たに編成した。 25年度は、①栽培試験に係る植物体の病害検査を原則として本所に集約するため、これに伴い当該業務を担当する本所病害検査室の業務が増大することから病害検査室を病害検査課とした。②本所における種苗検査業務の品質管理強化等を図るため、種苗検査課に上席種苗検査役を新設した。③種苗生産業務におけるばれいしょ原原種生産について十勝農場のミニチューバー生産を北海道中央農場へ集約したことに加え、マイクロチューバー生産技術についても民間企業から北海道中央農場へ技術移転が行われること等から、業務を効率的に実施するため同農場の業務部門を2部体制とし、生産指導監を兼務ポストとした。④また、さとうきび原原種生産においては、沖縄農場における台風による2年連続した大幅減産を踏まえ、沖縄農場における春植え原原種の安全率を上げるとともに、鹿児島農場において危険分散分を生産するため1名増員した。 26年度は、総合種苗保管・検査棟の完成に伴い、発芽検査等を本所に集約し、種苗検査業務の効率化を図るため、北海道中央農場及び西日本農場から本所へ2名の人員の振替を行った。 27年度は平成26年度中に発生した黒あし病への対応を強化するため北海道中央農場に必要な人員配置を行った。 23年度から27年度までの5か年で業務部門では6名を削減した。 人員については、期末の常勤職員数は基準年度期初の302人に対して27年度期末は295人(2.3%減)となっている。 <p>・職員の採用については、種苗管理センターの業務を遂行する上で必要となる技術等に対応した試験区分の国家公務員採用試験合格者から27名を採用した。</p> <p>・人事交流については、種苗行政との連携並びに業務の高度化及び専門化に対応するため、農林水産省及びその出先機関、試験研究機関等の独立行政法人との間で転入82名、転出81名の積極的な人事交流を行った。</p> <p>・人材の育成については、「種苗管理センター職員研修規程」に基づき、各年度において、研修計画を作成し、センター内部の研修のほか、人事院地方事務局等の外部機関の研修を活用し計画的に研修を実施した。</p> <p>・功績表彰については、「業務改善努力に対する賞状の授与の実施について」に基づき、業務の推進に有益な考案を行った事例1件について表彰を行った。</p>		
--	--------------------------------	---	--	--	--

4. その他参考情報